いちき串木野市第2次総合計画 前期基本計画(案) (平成29年~平成33年)

平成28年12月

目次

	本計画	
第1編	分野別振興方向	
第1章	市民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』	
第11	節 コミュニティ	
1)	市民参画と協働の推進	3
2)	市民自治活動の充実	
3)	広報・広聴	
4)	人権尊重・男女共同参画社会の実現	5
第 2 1	節 行財政	6
1)	効率的・効果的な行政の運営	6
2)	健全な財政の運営	7
3)	広域行政の推進	8
第2章	健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』	9
第11	節 生活環境	9
1)	環境の保全	9
2)	ごみ処理の充実	10
3)	水道の安定供給	10
4)	下水道・生活排水・し尿処理の充実	11
5)	住環境の整備	13
6)	火葬場・墓地の適正な管理	13
7)	消防・防災体制の充実・強化	14
	-1 消防	14
	-2 防災	15
8)	交通安全の充実	17
9)	防犯対策の強化	18
10)) 消費生活の充実	18
11)) エネルギー対策の推進	19
第21	節 保健・医療・福祉	21
1)	健康づくりの推進	21
2)	地域医療体制の充実	23
3)	子育て支援体制の充実	24
4)	高齢者福祉の充実	25
5)	社会保障の充実	26
6)	障がい者(児)福祉の充実	28
7)	母子父子福祉の充実	29

8)	地域福祉の推進	29
9) 4	生活困窮者の自立支援等の充実	30
第3節	節 教育文化	31
1)	生涯学習の充実	31
2)	学校教育の充実	32
3)	社会教育の充実	35
4)	地域文化の保存・継承	36
5)	スポーツの充実	37
6)	国際交流の充実	39
第3章	世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』	40
第1節	節 産業経済	40
1)	農業の振興	40
2)	林業の振興	42
3)	水産業の振興	43
4)	製造業の振興	45
5)	企業誘致	46
6)	商業・サービス業の振興	47
7)	観光の振興	48
8)	食のまちづくりの推進	50
9)	コミュニティビジネスの振興	51
10)) 海外との経済交流	52
第4章	利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』	53
第11	節 社会基盤	53
1)	道路・交通網の整備	53
-	一1 道路	53
-	-2 鉄道・バス	54
2)	港湾機能の充実	55
3)	海岸・河川の整備	56
4)	公園・緑地の整備	57
5)	住宅の充実	58
6)	市街地の整備	59
7)	都市景観の形成	60
8)	情報通信基盤の整備	61

第2部 基本計画

- 第1編 分野別振興方向
- 第1章 市民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』
- 第1節 コミュニティ
- 1) 市民参画と協働の推進

1) 巾氏参画と協働の推進			
目 標 値 指標:市民参加の仕組みの満足度(※) 基準:18.6% 目標:40%			
現況と課題	基本的方向	主要施策	
少子高齢化・人口減少、地	自治基本条例に基づいた	(1)自治基本条例の理解促進	
方分権の進展等社会状況が	市民自治活動を行うために、	(2)市民と行政の情報の共有	
大きく変化する中、環境、防	市民と行政が情報を共有し、	(3)市民自治活動への参画促	
犯、防災などにおいて様々な	良きパートナーとして連携	進	
地域課題が生じています。	を図ります。	(4) 各種委員会委員の公募	
さらに、各地域が抱える課	共生・協働のまちづくりを	(5)パブリックコメント制度	
題はそれぞれ異なり、地域の	推進するため、市民自治活動	(※)の活用	
課題解決に向けた市民自治	の必要性を認識して、地域に	(6)「共生・協働のまちづくり」	
によるまちづくりが求めら	とって真に必要なサービス	の必要性及びボランティア、	
れています。	を地域自らが選択・創造・享	NPO等の役割等の市民理	
また、国、地方は厳しい財	受できる市民満足度の高い	解の促進	
政状況にあるとともに、地方	地域社会を目指し、市民一人		
分権・地域主権の動きも進ん	ひとりが積極的に市政に参		
でいます。	画する市民主体のまちづく		
こうした中、地域社会を維	りを進めます。		
持発展させるためには、行政	また、ボランティア、NP		
だけの取組では限界があり、	O(※)等の役割等について市		
市民と協働して新しいまち	民への理解を深めるととも		
づくりを進めていくことが	に、行政は活動を尊重して支		
必要です。	援します。		

※指標の満足度…市民意識調査(基準は平成27年度実施時)によるもの。

※NPO…Non-Profit Organization の略で、福祉や環境、まちづくりなどの社会的な課題に営利を目的とせず活動する民間の非営利組織。

※パブリックコメント制度…市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、市の各種計画の策定又は重要な変更を行う際に、案の段階で広く市民の意見を募集し、寄せられた意見を参考に計画等の決定を行い、併せて市の考え方も公表する制度。

2) 市民自治活動の充実

■標 値 指標:交流センター利用者数 基準:60,600 人 目標:63,600 人

現況と課題

生活様式の多様化、社会・ 生活環境の変化に伴い、市民 の連帯感は希薄になりつつ あり、地域のつながりや相互 扶助の精神が薄らいできて います。また高齢化や人口減 少により、自治活動の担い手 の人材確保や継続が難しく なってきています。

一方、地方分権の進展によ り、自治体の役割の拡大や、 市民ニーズの多様化等で、ま ちづくりの進め方は行政主 導から市民と行政の適切な 役割分担のもとで展開して つあります。

市民自治活動を進めるた めには、まちづくり協議会や 自治公民館活動を充実させ ることが必要です。また、行 政と自治公民館が連携し、加 入の促進を進めることが求 められています。

基本的方向

市民は自主的・主体的に自 | (1)市民自治活動の充実 治公民館、各種団体及びまち づくり協議会等の市民自治 活動に参画し、行政はそれら の活動を尊重し支援や協力 を行います。

行政は個人情報の保護に配 慮しつつ、保有する情報を共 有することに努めます。ま | た、各まちづくり協議会に地 区担当職員を配置し、市民と 行政の相互理解や信頼関係 を深め、情報提供や指導、助「⑦自治公民館への加入促進 言を行います。

さらに行政と自治公民館 いく共生・協働へと移行しつ は、市民自治活動の理解を広 め、加入者が増加するような 対策を講じ連携して加入促 進にあたります。

主要施策

- ①コミュニティリーダーの 育成
- ②市民自治活動に関する情 報提供
- ③各種コミュニティ団体の 育成
- ④交流センターの整備及び 利用促進
- ⑤地区担当職員による地域 活動支援
- ⑥市民自治活動の支援

3) 広報・広聴

努めています。

■標 値 指標:情報提供や情報公開の満足度 基準:42% 目標:60%

本市では、「広報紙」や「お (1)広報機能の充実 しらせ版」、ホームページ、 トフォンや携帯電話を活用 した広報活動や情報提供に

現況と課題

市政広報については、「広 | ①広報紙の充実 防災行政無線のほか、スマー 報紙」、「おしらせ版」、ホー ムページ、防災行政無線、防 災メール、フェイスブックや | ④防災行政無線・防災メール ツイッターなどに代表され

基本的方向

- (1)広報機能の充実
- ②おしらせ版の充実
- ③ホームページの充実
- の活用

また、市長が直接、市民や 地域からの提言を受けるた めの機会を設けるとともに、 公共施設等に「世論箱」を設 置しています。

市民に開かれた市政の推 進にあたっては、市民一人ひ とりの意見や提言をまちづ くりに反映するために、積極 的に参画できるような機会 をつくることが必要です。 そして、市民と行政がそれぞ れの適切な役割分担のもと に力をあわせて、よりよい地 域社会を形成していかなけします。 ればなりません。

情報化が進む中、より迅速 で的確な情報提供など、今後 も市民に開かれた市政を目 指して、広報・広聴活動に努 めることが重要です。

る SNS などの広報媒体を活 用して効果的でわかりやす い広報活動及び情報提供に 努めます。

(2)広聴機能の充実

市民と行政との相互理解 と信頼関係を深めるため、パ ブリックコメント制度の活 用により、行政運営や政策決 定過程・成果等についての情 報提供に努めるとともに、 「世論箱」の設置、インター ネットや市長との対話等に よる身近な広聴活動に努め

- ⑤SNS (※) の活用
- (2)広聴機能の充実
- ①パブリックコメント制度 の活用
- ②世論箱の活用
- ③市長との対話機会の充実

※SNS…Social Networking Service の略語で、インターネット上で人と人とのつながりを促進・サポー トするコミュニティ型の会員制のサービス。

4) 人権尊重・男女共同参画社会の実現

指標:人権の尊重、男女が平等に社会参加できる環境の満足度 標 目 値 基準:22% 目標:50%

現況と課題

現代社会には、DV(※) や虐待、偏見や差別など多く の人権問題が生じています。 ちき串木野市人権教育・啓発 基本計画」に基づき、家庭、 地域社会において人権尊重 の理念と重要性についての 理解を深めるために、教育及 び啓発活動を通して人権を

基本的方向

(1)市民一人ひとりが基本的 | (1)「いちき串木野市人権教 人権を尊重し、互いに支え合 い、共に生きることができる 平成27年度に策定した「い」社会の形成を目指して、人権 教育、啓発活動に継続的に取 り組みます。

> (2)性別による役割分担意識 を是正し、男女が個人として 尊重され、その能力を十分に 発揮できる社会づくりを進

- 育・啓発基本計画」の推進
- ①人権に対する正しい理解 と認識の促進に向けた人権 教育・人権啓発の推進及び人 権相談の充実(人権の花運 動・人権フェスタ・人権相談 所の開設)
- (2)男女共同参画社会の形成
- ①男女共同参画社会の形成

尊重する地域社会を築いて いく必要があります。

また、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い性別にかかわりなくその個性と能力を発揮できる社会を目指すことが重要です。本市では男女共同参いです。本市では男女共同参いでは男女共同を策定したの実現に向けて、明本計画を策定したとでいながら、引き続き講座の開催や広報啓発などにより、市民に男女共同参画社会の開催といるがあります。

め、あらゆる分野での政策、 方針決定過程への男女共同 参画を促進します。

施策の推進にあたっては、 市民で構成される男女共同 参画推進懇話会の提言を踏まえた「いちき串木野市男女 共同参画基本計画」に基づき、様々な取組を進めるとともに、次期計画の策定に取り 組みます。 に向けた講演会、研修会の開催及び広報・啓発の充実 ②次期「いちき串木野市男女 共同参画基本計画」の策定 (第3次)

※DV…配偶者等や交際相手からの暴力のこと。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、社会的暴力などが含まれる。

第2節 行財政

1) 効率的・効果的な行政の運営

指標:行革推進計画効果額 基準:0円 目標:9億3912万円 目 標 値 指標:定員適正化計画職員数 基準:344人 目標:337人 現況と課題 基本的方向 主要施策 社会経済情勢の変化に伴 市勢の発展と市民福祉の (1)定員適正化計画の推進 い、ますます複雑・多様化す 向上のため、行政改革の推進 ①計画的な職員採用 る行政需要に対応するため にあたって最大限の努力を (2)簡素で効率的な組織機構 するとともに、取組状況等を 行政改革推進計画を策定し、 の見直し 公表するなど、より公平で開 組織の機構改革や指定管理 (3)人事評価制度の適正な実 者制度の導入等に取り組ん かれた市政運営を推進し、市 施と適材適所の配置 民の理解と協力のもと、効率 でいます。 (4)事務事業の見直し しかし、本市を取り巻く状 的・効果的な行政運営の確立 ①事務事業の再編・整理、統 況は、人口減少による生産年 に努めます。 合・廃止 齢人口(※)の減少や景気低迷 ②指定管理者制度の見直し 等により自主財源・依存財源 (5)職員研修の充実、職員派 ともに減少するなど、依然と 遣・交流や人事管理を含めた して厳しい状況にあります。 人材育成方針の推進

このため、複雑化・高度化 (6)公共施設等管理計画の策 する市民ニーズを踏まえ、市 定•推進 民と行政が相互信頼のもと ①公共施設の適正化の推進 に連携し共生・協働のまちづ くりを推進するとともに、質 の高い行政サービスの提供 を目指して、職員一人ひとり がより一層の強い自覚を持 って、市民の理解を得ながら 行政改革推進計画の着実な 実施に取り組み、効率的・効 果的な行政運営を更に進め ていく必要があります。

※生産年齢人口…15歳から64歳までの人口のこと。

2) 健全な財政の運営

標

目

す。

指標:経常収支比率 (H32) 基準:99.2% (行革前) 目標:97.2% (行革後)

指標:実質公債費比率 基準:9.9% (H27) 目標:13.2% (H32)

現況と課題

交付税に依存した財政運営

となっています。この厳しい

財政状況に対応するため行

財政運営に取り組んでいま

本市財政は、市税等の自主 財源が少なく、補助金や地方 対応していくため、長期財政 見通しを踏まえた財政改善 計画に基づき、より一層健全 で効率的な財政運営を進め 政改革大綱を策定し、健全なるとともに、自主財源の確保

確立を図るなど、持続可能な 財政構造への転換を図って いきます。

に努め、安定した財政基盤の

基本的方向

厳しい財政状況に適切に (1)中長期的展望に立った計 画的な財政運営の推進

主要施策

- ①財政改善計画の進行管理
- ②市債残高の縮減(管理)
- (2)自主財源の確保
- ①市税等の収納率の向上
- ②市有財産の有効活用
- ③ふるさと納税制度の活用
- (3)公営企業等の健全経営 ①公営企業、開発公社、一部 事務組合等の健全経営

歳出は、人件費及び公債費 などの義務的経費が多く、弾 力性に乏しい財政構造とな っているのに加え、少子高齢 化の影響、市民ニーズの増大 など行政コストも増加傾向 にあります。

歳入では、合併自治体に対 する普通交付税の優遇措置 も段階的に縮減されること となっています。また、地方 交付税をはじめとする国の

7

財政対策が不透明であり、不 足分を補うだけの市税等の 収入増も見込めない状況に あります。

このような状況に適切に 対応するためには、健全で効 率的な財政運営を進め、長期 にわたって安定した財政基 盤を確立していくことが課 題となります。

3) 広域行政の推進

目 標 値 指標:広域行政・体制の推進の満足度 基準:16.8% 目標:20%

現況と課題

本市はこれまで、鹿児島広域市町村圏協議会、薩摩半島地域開発協議会等により、関係市町村と連携を図りながら広域的な取組を行ってきました。国は連携中枢都市圏構想による新たな広域行政を推進しています。

基本的方向

高速交通体系の進展や高度情報化の急速な発達に伴う日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・多様化に対応するために、連携中枢都市圏等の広域行政の推進を図り、一体的な振興発展に取り組みます。

本市においては経済的結 また、消防業務の高度化に びつきが強い鹿児島市、日置 対応し、消防広域化の検討に 市、姶良市とのかごしま連携 取り組みます。

- |(1)広域行政の推進
- ①広域的な行政課題に係る 調査研究の推進
- ②交通・通信・観光等広域的な連携体制の充実
- ③消防広域化の検討
- (2)国・県・周辺市等との連携 強化
- ①かごしま連携中枢都市圏 の推進
- ②広域的事業の円滑な推進 を図るため、国・県・周辺市 等との連携強化と協力の要 請

第2章 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』

第1節 生活環境

1) 環境の保全

指標:水質環境基準達成率 基準:95% 目標:100% 標 基準:225件 目標:150件 目 値 指標:不法投棄件数 指標:海や川、山などの自然環境の保全の満足度 基準:32.5% 目標:40%

基本的方向

現況と課題

本市の海、森林、河川等の (1)環境基本計画の推進 恵まれた自然環境は、市民生 (2)環境保全に関する市民の 活や産業等に大きく貢献し ており、今後のまちづくりを 業振興などの様々な場面で た施策展開が必要となりま す。

そのため、環境と共生する ライフスタイルづくりを目 槽の設置促進や下水道の普 及、河川の浄化活動(悪臭防 止)、地球温暖化防止や自然 環境保全に向けた取組を強 化する必要があります。

また、「いちき串木野市環 境基本条例」及び「いちき串 木野市市民の手による美し いまちづくり推進条例」に基 づき、市民・事業者・行政が 一体となって環境の保全に 努めることが必要となって います。

意識啓発

進めるうえで、生活環境や産したっては、市民の理解と協力 が不可欠であるため、環境に の環境負荷の軽減を意識し 対する市民の意識啓発を図 ります。

> (3)環境保全に関する指導及 (3)環境保全に関する指導及 び監視の充実強化

公害の未然防止及び環境 指すとともに、合併処理浄化 保全対策として、広報・啓 発・指導・監視の充実強化を 図ります。

> (4)河川等公共用水域の水質 の保全対策

河川の水質浄化対策とし て、下水道の普及、合併処理 浄化槽の設置促進及び事業 所排水に対する汚水処理に 関する指導の強化を図りま す。

- (1)環境基本計画の推進
- (2)環境保全に関する市民の 意識啓発
- 環境保全を推進するにあし、現境学習の推進と市民の 自然環境への意識啓発
 - び監視の充実強化
 - ①ごみの不法投棄監視制度 の充実
 - ②小中学生を対象とした環 境意識の醸成
 - ③ボランティア団体の育成
 - ④ウミガメ保護監視活動の 推進
 - ⑤河川の浄化活動 (悪臭防 止)の促進
 - ⑥CO。の削減行動の促進
 - (4)河川等公共用水域の水質 の保全対策
 - ①下水道の普及
 - ②合併処理浄化槽の設置促
 - ③公害対策事業の推進
 - ④河川・工場排水等の水質検 査の充実

2) ごみ処理の充実

指標:リサイクル率 基準:11.6% 目標:20% 標 目 指標:1人1日当たりのゴミの排出量 基準:960g 目標:900 g 現況と課題 基本的方向 主要施策 ごみ処理については、環境 (1)市民への資源物分別収集 (1)ごみ減量及び再資源化の 保全、循環型社会の形成の必 の啓発など、ごみの減量化及 促進 ①指定ごみ袋制度の推進 要性が高まっていることかしび再資源化の促進に積極的 ら、市民・事業者・行政がそ に取り組みます。 ②資源物分別収集の推進 れぞれの役割を果たし、適切 ③廃品回収活動の促進 に取り組むことが求められ ④マイバッグ運動の推進 ています。 このため、環境問題に対す (2)新たな最終処分場を整備 (2)最終処分場の整備 る意識の高揚を図るととも します。 ①ごみ処理基本計画の推進 に、廃棄物の減量化・再利 ②最終処分場の整備 用・リサイクルを積極的に推 ③ごみ処理施設の周辺環境 進していくことが重要です。 整備と保全 また、これまで指定ごみ袋 制度を導入し、市民に廃棄物 の分別収集の徹底を図ると ともに、資源物の分別収集に 努めてきていますが、一般廃 棄物最終処分場が平成 29 年 度で計画容量に達する見込 みであることから、新たな最 終処分場の整備を進めてい ます。

3) 水道の安定供給

目 標 値	指標:耐震	化率 (基幹管路) 基	達: 24%	目標:30%
口 保 他	指標:水道:	水の安定した供給の満足度 基	蓬 : 71%	目標:76%
現況と課	題	基本的方向		主要施策
本市の水道は、	平成 28 年	市内全域にわたる公共が	;	
度に上水道と簡	易水道が統	道を基本とし、地域に対応し		
合され、ほぼ市内	全域で上水	た給水を行うとともに、水道	Ī	
道事業による供	給体制が整	施設の整備・更新などによ		
っています。		り、安定給水に努めます。		
これまで進め	てきた事業	(1)水道事業の経営安定	(1)水道	事業の経営安定

により、水源の確保や貯水力の向上などが図られてきていますが、耐用年数の経過した施設や配管等の更新のほか、地震等の災害に備えて耐震化等も必要となってきています。

また近年、人口の減少や節水意識の高まり、節水器具の普及により全体の水道使用量が減少してきており、今後、経営を継続するため長期的視野に立った事業計画及び経営計画を策定し、収支の均衡を図りながら事業を進める必要があります。

水道事業の推進にあたっては、国の助成を活用しながら経営の合理化を更に進めるとともに、水道料金の適正化を図り持続的に安全な水の安定供給ができるよう経営を行います。

(2)新水道ビジョンの策定

水道施設の耐震化計画及 び今後の水道に関する重点 的な政策課題と具体的な施 策及び方策を示す「新水道ビ ジョン」を策定し、災害に強 い水道施設の構築を図りま す。

- (3)水道施設の整備
- ①浄水場施設の整備

安定した水を供給するために、老朽化した施設の整備を実施します。

②水質の向上と水資源の確 保

取水上流域での合併処理 浄化槽の設置促進により、水 質の向上を図るとともに、新 たな水源の確保に努めます。

- ①水道事業経営の合理化と 水道料金の適正化
- ②水道メーターの2か月検針の検討
- (2)新水道ビジョンの策定

重要な公共施設、医療施設、災害時避難所等を最優先 した水道施設の耐震化計画 の策定

- (3)水道施設及び水道管の整 備
- ①送配水管の布設及び更新
- ②配水池の新設及び更新
- ③水源の開発

4) 下水道・生活排水・し尿処理の充実

指標:汚水処理人口普及率 基準:76% 目標:80% 目 値 指標:生活排水処理の満足度 基準:55% 目標:60% 現況と課題 基本的方向 主要施策 (1)下水道・生活排水 (1)下水道·生活排水 (1)下水道·生活排水 市民の快適な生活環境の 河川や海の生態系にも配 確保と公共用水域の水質保 慮しながら、公共用水域の水 全の観点から、串木野地域の 質保全に努め、市民の快適な 市街地を中心に公共下水道 生活環境の確保を図るため、 の整備を進め、また、市来地 下水道や合併処理浄化槽の

域の戸崎・崎野地区において は漁業集落排水施設を整備 してきています。さらに、そ の他の地区においても合併 処理浄化槽の設置が進み、公 衆衛生の向上のみならず公 共用水域の水質改善が進ん できています。

今後、より一層の公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を図るためには、下水道認可区域内の水洗化率の向上と、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替の促進を図る必要があります。

また、下水道事業を継続するため、事業経営の健全化を図る必要があります。

(2)し尿処理の充実

し尿処理施設は、いちき串 木野市・日置市衛生処理組合 で運営され、し尿及び浄化槽 清掃汚泥の効率的、安全、安 定した処理がなされていま す。

今後も、し尿処理施設の適 正な維持管理に努めるとと もに、施設周辺地域の環境条 件との調和を図ることが重 要です。 普及を図ります。

①公共下水道終末処理場の 長寿命化と水洗化率の向上 を図ります。

また、事業経営の健全化を図ります。

- ②戸崎地区漁業集落排水事業区域については、管理組合と連携し、水洗化率の向上を図ります。
- ③公共下水道認可区域、戸崎 地区漁業集落排水区域以外 については、合併処理浄化槽 の設置を促進し、単独処理浄 化槽から合併処理浄化槽へ の転換を促進します。

(2)し尿処理の充実

施設の適正な維持管理に 努め、し尿等の適正処理を行 うとともに、収集について市 民サービスの向上を図りま す。

①公共下水道事業

- ・終末処理場の長寿命化計画 の実施
- ・公共下水道認可区域の水洗 化率の向上
- ・経営健全化の推進
- ②戸崎地区漁業集落排水事 業区域の水洗化率の向上
- ③合併処理浄化槽設置の促 進
- ・合併処理浄化槽への転換の支援

(2)し尿処理の充実

- ①し尿処理施設の適正な維 持管理
- ②し尿等の収集サービスの 向上
- ③周辺環境の整備の推進

5) 住環境の整備

指標:空き家バンクの契約件数 基準:0戸 目標:20戸 目 標 値 指標:住宅施策の満足度 基準:16% 目標:20% 指標:公園緑地整備の満足度 基準:25.6% 目標:30%

現況と課題

本市は、豊かな自然環境を 有し、南九州西回り自動車道 の2つのインターチェンジ、 さらに鉄道では市内に3駅 を有する恵まれた交通アク セスを生かし、ウッドタウン 団地、小城団地等の住宅団地 や総合運動公園が整備され ています。

これらの恵まれた資源・交 ように整備を進めます。 通アクセスを生かし、民間活 力の導入による神村学園前 駅東側の開発促進や増加し ている空き家の対策を進め ながら、個性豊かで魅力的な 住環境の整備が求められて います。

基本的方向

自然環境との調和を基本 (1)計画的な土地利用の推進 としつつ、秩序ある土地利用 を図りながら、民間活力の導 入による優良宅地の適正な 開発に努めます。あわせて、 公園・緑地については、防災 面を考慮しつつ、水や緑など の資源を活用しながら、市民 の憩い・健康増進の場となる

また、増加している空き家しの支援 等の実態調査に基づき、状況 に応じた対策により、住環境 の向上に努めます。

主要施策

- ①各種計画に基づく適正な 十地利用の促進
- (2)公営住宅の整備推進
- (3)公園・緑地の整備
- (4)がけ地近接等危険住宅移 転の促進
- (5)空き家の有効活用
- ①空き家バンク制度創設
- ②リフォーム等必要な整備

6) 火葬場・墓地の適正な管理

値 指標:墓地・火葬場の運営管理の満足度 基準:38.1% 目標:45% 目 現況と課題 基本的方向 主要施策 火葬場は、いちき串木野 | (1)火葬場については、火葬炉 | (1)火葬場の適正な管理運営 市・日置市衛生処理組合で運 等の改修を行い、引き続き適 ①火葬炉等の改修 営されていますが、昭和 62 切な管理運営に努めます。 (2)墓地の環境整備の推進 年の火葬炉改修から約30年 (2)墓参者の利便性の向上を ①市有墓地の歩道、水道、街 経過しているため、改修を行 図るため、市有墓地の施設の 灯、駐車場等施設整備の推進 ②墓地の有り方の検討 う必要があります。 改善や環境整備に努めます。 墓地には、市有墓地2箇所 また、墓地の有り方につい (3)共同墓地の環境整備の促 と、地域住民が自ら管理する 進 ての検討を進めます。 (3)共同墓地の環境整備の促 共同墓地並びに宗教法人等 が経営する墓地があります。 進に努めます。 市有墓地は、墓参者の利便

性の向上を図るため、施設改 良等の環境整備を進める必 要があります。

今後は、家族形態の変化に 伴い墓地の有り方について も検討が必要となってきて います。

また、市内に点在する共同 墓地に対しては、環境整備や 災害復旧工事等に対する助 成等を行っています。

7) 消防・防災体制の充実・強化

-1 消防

指標:普通救命講習受講者数(5 年間) 基準: 1,779 人 目標: 2,000 人 值 指標:住宅用火災警報器設置普及率 目 標 基準:93.6% 目標:100% 指標:女性消防団員の加入促進 基準:10名 目標:22名

現況と課題

本市における常備消防は、 1本部、1消防署、1分遣所 に職員48名体制で組織し、 ポンプ車、救助工作車、はし ご車、化学車、高規格救急車 等を配備しています。

分団、定数 297 名で組織さ れ、各分団にポンプ車、小型 ポンプ等を配備しています。

今後は、高齢化社会におけ る救急需要や多種多様な災 害や事故に対応するため、職 員の知識・技術の向上ととも に消防施設等の整備や消防 団員の確保による消防力の 充実強化が必要となります。

また、国による消防広域化 の推進への対応も課題とな っています。

基本的方向

火災等の災害から市民の (1)予防行政の充実 生命・財産を守り、安心・安 全を確保するため、防火・防 災・減災思想の普及啓発に努 めます。

地下石油備蓄基地等の自 また消防団は、団本部、12 衛消防体制の充実・育成を図 るとともに、防災訓練の実施 や消防施設等の整備、消防団 員の確保により、総合的な消 防力の充実強化を図ります。

> また、消防業務の高度化に 対応し、消防広域化の検討に 取り組みます。

- ①防火対象物の消防用設備 等の維持管理の強化
- ②防火管理体制の強化
- ③住宅用火災警報器の普及 促進
- (2) 危険物行政の充実
- ①鹿児島県石油コンビナー ト等防災訓練等の実施
- ②危険物施設の定期点検及 び立入検査の強化
- (3)救急業務の充実
- ①救急救命士及び指導救命 士の養成
- ②普通救命講習会等の実施
- (4)消防施設等の整備
- ①消防車両・資機材・消防水 利の整備
- (5)消防職員・団員の教育訓練 の充実

	①基礎的及び専門的な教育
	訓練・研修
	(6)消防団員の確保
	①消防団に参加しやすい環
	境づくり
	②女性消防団員の加入促進
	(7)消防広域化の検討

-2 防災

Ħ

指標:防災教室受講者数 基準:476人 目標:550人 指標:防災メールサービス登録者数 基準:0件 目標:500件

現況と課題

本市は、台風、高潮等による災害が発生しやすい状況にあります。また、串木野国家石油備蓄基地は石油コンビナート等特別防災区域として指定され、川内原子力発電所の隣接市でもあります。

平成 23 年の東日本大震災 や平成 28 年の熊本地震など を踏まえ、きめ細かで効果の 高い防災対策を総合的に推 進するための体制づくりと 災害に強いまちをつくる基 盤整備が極めて重要な課題 となっています。

「自らの生命・財産は自ら 守る」という防災の原点に立 ち、自主防災組織と地域防災 体制の確立が必要です。

基盤整備においては、河川 改修、急傾斜地対策、海岸保 全事業などを行ってきてい るものの、まだ災害発生の恐 れがある危険箇所や河川等 もあり、これらの安全対策・

基本的方向

災害に強いまちづくりを 進めるため、「いちき串木野 市地域防災計画」に基づく防 災対策の充実に努めます。

(1)防災意識の啓発

防災ハザードマップ等の 活用や、市総合防災訓練の定 期的な実施により、防災意識 の高揚に努めます。

(2)防災体制の整備

市民の防災意識の高揚と 知識の普及を図るため、自主 防災組織の育成に努め、災害 時要配慮者の支援や災害の 未然防止など地域ぐるみの 防災活動を促進します。

(3)防災基盤の整備

がけ崩れ、土石流等の災害 危険箇所の的確な把握に努 め、危険箇所の解消に努めま す。

海岸線の高潮対策については、防災対策工事の促進を 図ります。

また、防災拠点施設の整備

- (1)防災意識の啓発
- ①防災ハザードマップ等の 活用

- ②市総合防災訓練の実施
- (2)防災体制の整備
- ①自主防災組織の育成
- ②災害時要配慮者支援制度 の充実
- (3)防災基盤の整備
- ①急傾斜地の保全
- ②土石流危険箇所の保全
- ③治山事業の推進
- ④河川改修事業の促進
- ⑤防災ダムの機能充実
- ⑥災害に強い海岸線の保全
- ⑦防災拠点施設の整備

整備充実をさらに進めると ともに、効果的な災害情報伝 達に努める必要があります。

を進めます。

(4)危険住宅の対策

低地帯の浸水防止対策や がけ地付近の危険住宅の移 転を促進します。

空き家で危険廃屋と認定 された住宅については、解体 撤去を促進します。

(5)情報通信体制の整備

様々な情報伝達技術を利用し、市民への迅速な情報伝達及び初動体制等応急体制の確立を図ります。

(6)原子力防災対策の充実

川内原子力発電所の運転 状況、環境放射線調査結果、 温排水影響調査結果に関す る情報を広く市民に提供す るとともに、異常事象が生じ た場合には、防災行政無線、 テレビ、ラジオ等の多様な情 報媒体を活用して正確で迅 速な情報提供を行います。

また、防災訓練等を通じて 課題を抽出し、原子力防災計 画を見直していくとともに、 放射線防護避難施設の整備 など、国・県・市一体となっ た原子力防災対策を講じま す。

(7)国民保護計画の推進

国民保護計画が対象とする事態に対し、平素からの備 えに努めます。

- (4)危険住宅の対策
- ①常時浸水危険住宅の移転 等事業の促進
- ②がけ地近接等危険住宅の 移転促進
- ③危険廃屋解体撤去の促進
- (5)情報通信体制の整備
- ①防災行政無線の整備充実
- ②防災メール等の活用
- (6)原子力防災対策の充実
- ①情報収集・連絡体制の強化
- ②原子力防災計画の見直し
- ③避難計画と避難所等の充 実
- ④国・県と一体となった原子 力防災訓練の実施

- (7)国民保護計画の推進
- ①物資及び資材の備蓄、整備
- ②国民保護に関する広報・啓 発

8) 交通安全の充実

指標:交通安全教室参加者数 基準: 2,520 人 目標: 2,800 人 目 標 値 指標:交通事故発生件数 基準:98件 目標:90件 指標:高齢者事故率 基準: 42.9% 目標:40% 現況と課題 基本的方向 主要施策 本市での交通事故発生件 (1)交通安全施設の整備 (1)交通安全施設の整備 数は減少傾向ではあります 公安委員会、警察署、国、 ①通学路の安全対策 が、高齢者の事故が増えてい 県等関係機関と協力しなが ②歩道の設置改良(バリアフ ます。 ら交通安全施設の整備に努 リー化(※)を含む) ③視距改良(見通しを良くす 交通安全市民運動推進協 めます。 議会を中心に、市民総ぐるみ (2)交通安全市民運動の推進 る) の交通安全運動を推進しな と交通規制の強化 ④照明灯の設置 がら、交通安全意識の高揚に 市民と行政機関とが一体 ⑤踏切道の改良 努め、道路環境の整備、歩道 となった交通安全市民運動 ⑥信号機・交通標識の整備 推進協議会や交通安全協会 の設置、スクールゾーン(※) (2)交通安全市民運動の推進 やゾーン 30(※)の設定その 等を推進母体とし交通安全 と交通規制の強化

今後も、交通安全意識の高 揚に努めるとともに、安全で 快適な生活環境を守るため、 交通安全施設の整備や効果 的な交通規制等を実施し、高 齢者をはじめ運転者・歩行者 等それぞれの円滑な通行が 保障される総合安全対策を 推進する必要があります。

他交通安全施設の充実に努

めています。

となった交通安全市民運動 推進協議会や交通安全協会 等を推進母体とし交通安全 母の会等の協力を得て、交通 安全指導の充実、広報活動に よる交通安全意識の高揚と 交通事故防止に努めます。

また、交通規制について は、道路環境にあった規制の 実施を基本に、市街地におけ る車両のスピード制限、駐車 禁止などの交通規制の強化 に努めます。

(3)高齢者・障がい者等への対応

高齢者・障がい者等に配慮 した交通安全施設の整備を 行うほか、参加体験型を含め た交通安全教育を行います。

- ①関係団体と一体となった 交通安全の啓発
- ②幼児・児童・生徒に対する 交通安全教育及び街頭指導 の実施
- ③交通安全教室の開催
- ④交通規制の強化
- (3)高齢者・障がい者等への対応
- ①ユニバーサルデザイン(<u>※</u>) の推進
- ②参加体験型交通安全教育 の実施

※スクールゾーン…学校、幼稚園を中心に、その登下校時に通学・通園道路の交通制限を行うゾーン。 ※ゾーン 30…自動車事故抑止のため、市街地の住宅街など生活道路が密集する区域を指定し、その 区域での車の最高速度を時速 30 キロに制限する交通規制。

※バリアフリー化…社会のなかに存在する障害(バリア)を取り除くこと。例えば、歩道の段差解消など。

※ユニバーサルデザイン…障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように 製品・建物・環境などをデザインすること。

9) 防犯対策の強化

指標:防犯関係啓発教室・訓練等実施回数 基準:28回 目標:35回 標 値 指標:防犯灯設置数 基準: 2,299 基 目標: 2,350 基 目 指標:犯罪発生件数 基準:101件 目標:90件 現況と課題 基本的方向 主要施策

市民が安全で安心して暮 を高め、地域ぐるみで防犯活 一人ひとりが防犯意識を高 めていくことが必要です。

本市では、「安全・安心ま」す。 ちづくり条例」を制定し、安 全で安心して暮らすことが できる社会の実現に努めて います。

これまで各地区の防犯団 体等を支援するとともに、そ の育成強化を図り、防犯思想 の普及・啓発を進めてきてい ます。

また、明るく安全な地域づ くりを目指して、自治公民館 等に対し、防犯灯設置費の補 助を実施しています。

防犯に対する意識の高揚 (1)防犯思想の普及・啓発 らすには、市民相互の連帯感しを図るため、関係機関と連携し 協力して広報活動の充実やしとの協力 動を推進するとともに市民 各地区の防犯団体等の育成 (3)防犯灯設置の支援 強化に努めます。また、防犯 灯等の整備充実を促進しま

- (2)防犯団体の育成、関係機関

10) 消費生活の充実

目標値指標:啓発	活動(出前講座等)回数 基準	単:7回 目標:10回
現況と課題	基本的方向	主要施策
近年の経済社会の高度	消費者の「生命」「安全」	(1)消費生活センター機能強
化・複雑化を背景に消費者を	「権利」「財産」を守るため	化
取り巻く環境も急速に変化	の取組を国、県、国民生活セ	(2)消費者への啓発活動の推
してきています。	ンターなどと連携して推進	進
情報化社会の進展等によ	し、消費者被害の防止に努め	(3)専門家・警察等との連携強
り、消費者の選択肢は格段に	ます。	化
広がる反面、事業者と消費者	消費者からの各種相談に	(4)相談員等の人材育成
との間のトラブルは増加の	対応できる体制を充実する	(5)環境に配慮した消費生活

一途をたどっています。

携帯電話やインターネッ トによる有料サイトの使用 料の架空請求、消費者金融・ ビス、健康食品や住宅リフォ ーム等にかかるトラブル相 | を目指し、環境に配慮した消 談が多い状況です。

このように、複雑化、悪 質・巧妙化する消費者トラブ ルに対応するには、事業者と 対等な立場で交渉すること が困難な消費者の利益を擁 護するため、相談体制のさら なる充実・強化を図る必要が あります。

あわせて、消費者が自主的 かつ合理的な判断を行い、消 費者被害等を未然に防止す るための消費者教育・啓発の 充実を図る必要があります。

また、循環型社会形成のた め、環境に配慮した消費生活 行動を推進する必要があり ます。

とともに、消費者トラブルの一の推進 未然防止のため、県消費生活 センター等各種機関と連携 を取り合いながら、消費者情 クレジットなどの融資サー | 報の的確な提供に努めます。

> さらに、循環型社会の形成 費生活行動を支援していき ます。

11) エネルギー対策の推進

	目 標 値	指標:いち	き串木野電力一般家庭契約者数	基準:0件 目標:4000件
現況と課題		題	基本的方向	主要施策
	エネルギー資	源に乏しい	エネルギーの地産地消化	
	我が国は、化石燃	料の多くを	による産業の活性化や災害	
海外に頼っており、国策とし)、国策とし	に強く、環境負荷の少ない持	
て本市には容量 175 万 k l		175 万k l	続可能なまちを目指す、「環	
の石油地下備蓄基地が設置		基地が設置	境維新のまちづくり」を進め	
されています。			ます。	
	また近年、新興	国のエネル	(1)新エネルギーの導入	(1)新エネルギーの導入
	ギー需要拡大等	による資源	太陽光・風力・バイオマス	①住宅用太陽光発電の促進

価格の不安定化や世界の温 室効果ガス排出量の増大な どの課題があります。

電力供給においては、福島 第一原子力発電所事故後、化 石燃料への依存の増大や供 給不安などの課題が顕在化 したことから、国のエネルギ 一政策の見直しが行われて おり、再生可能エネルギーの 導入等、多様なエネルギー源 の確保や電力システム改革 | (3)省エネルギー及び蓄エネ とともに、省エネルギー社会 の実現と効率的な消費活動 の実現が求められています。

本市では、市や地元企業等 が出資した「合同会社さつま 自然エネルギー」におけるメ ガソーラー事業や、民間事業 者による風力発電事業など の新エネルギーの導入が進 んでおり、これらを地域の活 性化につなげていくことが | 切な広報活動及び環境・エネ 重要となっています。

また、平成 28 年に市が を行います。 51%出資した㈱いちき串木 野電力がスタートしました。

などの新エネルギーの導入 を促進し、工業団地や農林水 産業への活用を図ります。

(2)地域電力会社の運営

電力システム改革を機に ㈱いちき串木野電力に出資 し、公共施設・事業所・一般|構築 家庭へ低廉な電力を供給す るとともに、収益の一部を活 用した生活支援等の地域サ ービス提供を進めます。

ルギーの推進

エネルギーマネジメント システム(※)の導入を促進 し、地域全体のスマートシテ ィ(※)化を検討します。また、 家庭向け蓄電池の普及など により利便性向上と災害時 対応の充実を図ります。

(4)広報·普及啓発活動

国のエネルギー政策の適 ルギーに係る普及啓発活動

- ②バイオマス発電・洋上風 力・小水力などの新エネルギ 一導入検討
- (2)地域電力会社の運営
- ①電力の安定供給
- ②生活支援サービス基盤の
- ③市民サービスの提供
- (3)省エネルギー及び蓄エネ ルギーの推進
- ①家庭・事業所・工場への省 エネ設備導入促進
- ②公共施設への太陽光発電 と蓄電池設備の導入促進
- ③家庭向け蓄電池の普及な どによる災害時対応
- (4)広報·普及啓発活動
- ①環境・エネルギーに係る広 報・普及啓発活動の充実
- ②「環境維新のまちづくり」 に向けた住民参加の促進
- ※エネルギーマネジメントシステム…情報通信技術を活用して、家庭やオフィスビル、工場などのエ ネルギーの使用状況をリアルタイムに把握・管理し、最適化するシステム。
- ※スマートシティ…電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用を、地域の交通システム、市民のラ イフスタイルの変革などを複合的に組み合わせた次世代エネルギー・社会システムの概念。

第2節 保健・医療・福祉

1) 健康づくりの推進

指標:自分自身が現在健康だと思う人の割合

基準:男73.3%、女78.3% 目標:80%

Ħ 標

<u>値</u> 指標:がん検診受診率 基準:(肺) 14.3% 目標:県基準 40%

指標:乳児期の予防接種率 基準:74% 目標:80%

指標:乳幼児健診受診率 基準:95.3% 目標:100%

現況と課題

基本的方向

主要施策

(1)母子保健事業の充実

本市においても少子化傾 向に歯止めがかからず、衛生し 人であった出生数が、平成 27 年には 176 人となってい ます。

もを生み、健やかな成長を支 援していくため、母子保健の 充実は、必要不可欠なものと なっており、本市では、子ど も・子育て支援事業計画に基 づき、妊娠・出産・育児及び 乳幼児保健に対する一貫し た保健サービスの提供を実 施しています。

また、少子化や家族形態の 多様化等を背景として、子育 てに関する不安を抱える親 が増加する傾向にあること から、関係機関・団体等と連 携して相談しやすい環境づ くりに努めるとともに、情報 共有を図り効果的に支援す る必要があります。

(2)感染症対策

近年、社会の変化や環境の 変化により、感染力の強い新|供と正しい知識の普及に努 興感染症、再興感染症が発生 めるとともに、新型インフル する可能性が高まり大きな

(1)母子保健事業の充実

ともに健やかに育つまちを 統計では、平成 17 年に 234 目指して、妊娠、出産、育児 及び乳幼児保健にいたる一 ・特定不妊治療費の助成 貫した保健サービスを実施 するとともに、関係機関・団 こうした中、安心して子ど体等と連携し、子育て支援を 推進します。

- (1)母子保健事業の充実 全ての子どもたちが心身 | ①安心して妊娠、出産ができ るための対策
 - 妊婦健康診査

 - 未熟児養育医療費の助成
 - ②子どもが健やかに育つた めの対策
 - 乳幼児健診
 - 歯科検診
 - ·親子 · 離乳食教室等
 - 乳幼児健康相談
 - ·巡回支援(保育園·幼稚園)
 - 乳幼児家庭訪問 等
 - ③地域ぐるみの母と子の対
 - 母子保健推進員活動の推進
 - ・食生活改善推進員活動の推
 - ④ 思春期の健康対策
 - 学校保健会との連携

(2)感染症対策

感染症に関する情報の提 エンザなど新たな感染症対

(2)感染症対策

- ①感染症予防に関する情報 の提供
- ②感染症危機管理体制の充

健康被害と社会的影響を及 ぼす可能性が高まっていま す。

このため、本市において も、感染症に関する正しい知 識の啓発普及と予防接種の 受診率の向上に取り組み、感 染症流行の未然防止に努め ています。

特に、感染症危機管理時の 具体的な取組を示す「新型インフルエンザ対策行動計画」 は、国・県と連携しながら見 直しを図っていく必要があ ります。

(3)健康増進事業の充実

本市の死亡原因疾患は、悪性新生物や心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が上位を占め、平成21年~25年のSMR(標準化死亡比)においても、生活習慣病が起因と思われる腎不全の死亡率が極めて高く脳血管疾患や心疾患・肺がんも全国と比較して高い傾向にあります。

また、本市国民健康保険の 医療費分析によると、高額と なる原因として、糖尿病から の合併症である心疾患・脳血 管疾患が多い状況です。

このため、糖尿病・COPD (慢性閉塞性肺疾患)・CKD(慢性腎臓病)などに重点をおいた生活習慣病の発症予防と重症化予防対策に取り組む必要があります。

(4)健康なまちづくりの推進本市の高齢化率は、33.9%

策も含め国・県と連携を密に し、感染症危機管理体制の充 実に努めます。

また、各種予防接種や結核 検診を実施するとともに、特 に、接種時期や回数が複雑化 している子どもの予防接種 サポート体制を充実するこ とで受診率向上に努めます。

(3)健康増進事業の充実

受診しやすい環境に配慮 した各種健診等を実施する ことで受診率向上に努め、疾 病の早期発見・早期治療を図 ります。

また、生活習慣に関する正 しい知識の普及を図り、重症 化予防に重点をおいた健康 づくりを促進し、健康寿命の 延伸を目指します。

(4)健康なまちづくりの推進 市民の健康増進を推進す

- ③各種予防接種の実施
- ④結核検診の実施
- ⑤子育て支援モバイルの導 入

- (3)健康増進事業の充実
- ①健康手帳の交付
- ②健康教育・健康相談の充実 ③その他各種健康診査の実 施及び受診しやすい環境づ くり
- ④訪問指導の充実
- ⑤個別保健指導の充実

- (4)健康なまちづくりの推進
- ①「健康増進計画」「食育推

(平成28年4月1日現在) を超え、高齢化に伴う生活習 慣病及びこれらに起因する 認知症・寝たきり等の要介護 高齢者の増加により、医療費 が高い状況にあり、今後もそ の傾向が続くと見込まれま す。

ひとりが健康に関心をもち、 乳幼児から高齢者まで、年代 に応じた望ましい生活習慣 を定着させるとともに、地域 における健康づくりを推進 することが求められていま す。

また、ストレスの多い現代 社会では、だれもが心の健康 を損なう可能性があり、心の 健康づくりを推進していく 必要があります。

るためには、市民一人ひとり が健康に関心をもち、それぞ れの年代に応じた望ましい 生活習慣を定着させていく ことが基本ですが、地域の関 係機関・団体等が連携して社 会全体で健康づくりを推進 していくことも重要である このような中、市民の一人 ことから、本市の「健康増進 計画」「食育推進計画」「子ど も・子育て推進計画」を推進 するとともに、地域における 健康づくりの取組を支援し ます。

進計画」「子ども・子育て推 進計画」の推進

- ②食生活改善推進事業の実
- ③運動普及推進事業の実施
- ④健康地域づくり推進員等 の研修並びに育成
- ⑤健康なまちづくり推進協 議会並びに食育推進委員会 の開催
- ⑥地域における健康づくり の取組への支援
- ⑦こころの健康づくりの推 進 (うつ・自殺対策)

2) 地域医療体制の充実

現況と課題 基本的方向 主要施策 市医師会などの協力を得 いつでも迅速で質の高い (1)一次救急医療体制の確保 て、安定的な医療供給及び休 医療サービスを受けること ①日曜祝日夜間在宅当番医 日夜間等の一次救急医療体 ができるように、関係機関と 制事業の実施 制を確保しており、二次救急 連携して救急医療体制の確 (2)二次救急医療体制の確保 ①病院群輪番制病院運営事 医療についても、他市を含め 保・維持に努めます。 広域的な疾病・事業別の医療 業の実施 連携体制を確保しています。 ②共同利用型病院運営事業 今後は、更なる主治医制度 の実施 の推進を図るとともに、適正 ③ドクターヘリの適切な活 な救急医療受診の啓発にも 努める必要があります。 (3)適正な救急医療利用のため の周知 ①広報紙による啓発 (4)主治医制度の普及啓発

3) 子育て支援体制の充実

指標:ファミリーサポートセンター登録者数 基準: 23人 目標:30人 目 指標:保育園待機児童数 基準:0人 目標:0人 現況と課題 基本的方向 主要施策 子ども・子育て支援事業計 | (1)子ども・子育て支援事業 本市の合計特殊出生率は、 平成 15~19 年の 1.40 から | 画に基づき、子育て支援の充 | 計画の推進 平成 20~24 年には 1.55 と ①延長保育事業 実を図ります。 また、児童虐待防止に関す 上昇していますが、人口を維 ②放課後児童健全育成事業 持していくのに必要な人口 る正しい知識と理解の啓発 ③子育て短期支援事業 置換水準(※)2.07 を下回り、 並びに関係機関の連携によ ④地域子育て支援拠点事業 依然として人口減少が続いる情報の共有化などにより、 ⑤一時預かり事業 児童虐待の早期発見・早期対 ています。 ⑥病児·病後児保育事業 ⑦ファミリーサポートセン 少子化が進む中、本市では一応に努めます。 独自に未来の宝子育て支援 ター事業 制度を創設したほか、定住促 進住宅等を整備し子育て世 (2)各種助成制度の実施 帯の定住化を促進するとと ①未来の宝子育て支援金制 もに、子ども医療費を中学校 度

しかしながら、共働き世帯 の増加や家族形態の変化に 伴い、様々なニーズが生まれ るとともに、乳児や児童への 虐待などが顕在化しており、 関係機関の連携による対応 が求められています。

卒業時まで無料化するなど、

医療費や育児に係る負担軽

減を図り、少子化対策に取り ④児童扶養手当 組んでいます。

⑤乳児紙おむつ購入費助成 (3)児童虐待防止、相談体制 の強化

②子ども医療費助成事業

③児童手当等

- ①家庭児童・母子相談員、関 係機関の連携の強化と情報 の共有化
- (4)児童福祉施設の充実
- ①保育所等の施設整備

※人口置換水準…人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。

4) 高齢者福祉の充実

標

目

指標:現在の住居にずっと住みたいと思う一般高齢者の割合

基準:84.9% 目標:88%

基準:54 クラブ 目標:57 クラブ 指標:高齢者クラブ数

現況と課題

値

基本的方向

主要施策

平成28年4月1日現在、 本市の65歳以上の高齢者人 健康で文化的な生活を営め 口は 9,855 人で、高齢化率は 33.9%です。団塊の世代が全 員 75 歳以上となる平成 37 年には、高齢化率は37.7%に なると推計されます。

多くの高齢者が、住みなれ た環境での継続した生活を 望んでおり、高齢者をはじめ 市民の誰もが地域社会の担 い手としてお互いに支え合 い、安心して生活できるよう 地域での体制づくりが必要 です。

在宅高齢者福祉サービス の充実を図り、介護を受けた り介護をしたりする人の環 境整備の支援や情報提供な ど、多職種協働の体制整備に 取り組む必要があります。

また、高齢者の積極的な社 会参加や生きがいづくりを 支援し、健康づくりや介護予 防の推進につなげていくこ とも重要です。

高齢者福祉計画に基づき、 る「元気で安心できるまちづ くり」を進めるため、「住み 慣れた地域で高齢者を互い に支えるまちづくり」「健や かで生きがいに満ちたシニ アライフの充実」「暮らしを 支える生活支援と住まいの 充実」に向けて取り組みま す。

相談や見守り体制、介護者 への支援の充実を図り、権利 擁護や虐待防止対策の推進 に繋げます。

保健・医療・福祉・行政・ 関係機関・地域等との連携や 情報共有を進め、福祉人材の 確保育成に努めます。

また、高齢者の健康づくり や多様な社会活動を推進し、 地域社会を構成する重要な 一員として、健やかで生きが いのある生活を送れるよう な環境づくりを進めます。

- (1)高齢者福祉計画の推進
- (2)福祉・生活支援サービスの 充実
- ①生活支援事業・介護予防の 推進(ころばん体操など)
- ②在宅高齢者福祉サービス の充実・継続推進
- (3)高齢者の生きがいと社会 参加の促進
- ①高齢者クラブ等の運営・活 動支援
- ②元気度アップポイント事業
- ③シルバー人材センターの活 用
- (4)高齢者にやさしいまちづ くりの推進
- ①公共施設等のバリアフリ 一化の推進
- (5)保健・医療・福祉情報ネッ トワークの充実
- ①行政、医療・福祉機関等が 一体となった取組の実施
- ②在宅福祉アドバイザーの 活動強化
- ③生活支援コーディネータ 一の活用
- (6)高齢者虐待防止対策の充実

5) 社会保障の充実

指標:特定健診受診率 基準:60% 目標:70% 指標:長寿健診受診率 基準:28.5% 目標:30% 目 標 値 指標:ころばん体操実施公民館数 基準:55 公民館 目標:100 公民館 指標:要介護認定率 基準:20.3% 目標:県平均以下 基本的方向

現況と課題

(1)国民健康保険事業

平成 27 年度末における本 市の国民健康保険は、市民の 24.6%が加入し、被保険者数 は、7,157人です。

そのうち 65 歳以上が 48.7%と高齢化が進んでい ることから、医療費水準が高 所得水準が低くなりがちな 構造となっています。

世帯数では、4,508 世帯が 加入し、市全体の33.6%とな っています。

また、一人当たりの医療費 は、平成27年度において 負担と給付の関係について 498,210 円で、県平均 415,772 円より 82,438 円高 く、平成 18 年度から県内1 位又は2位という高水準に あり、その要因の一つとし て、生活習慣病が重症化する 人が多いことが指摘されて います。

医療保険制度改革により、 平成30年度から県が国保財 政運営の主体となりますが、 保健事業等を通じて市民の 健康寿命の延伸を図るとと もに、適切な受診を促すこと により医療費の抑制に取り 組み健全な国保財政を保つ 必要があります。

(1)国民健康保険事業

本市は、高医療費市町村かし医療費の実態、適正受診、 ら脱却するため「いちき串木 野市健康増進計画」に基づく 市民主体の健康づくりを支 援するとともに、保健事業の 推進及び特定健康診査・特定 保健指導の受診率向上や生 くなりがちで、若年層に比べ | 活習慣病の重症化予防対策 の強化、ジェネリック医薬品 の利用促進により、医療費の 適正化に努め、国保財政の健 全化を図ります。

> さらに、収納対策として、 国民健康保険制度における 広報啓発を行い、収納率向上 特別対策事業を活用し収納 率の向上を図ります。

- (1)国民健康保険事業
- 健康づくり等についての広 報啓発
- ②国保ヘルスアップ事業等 の保健事業の実施
- ③ジェネリック医薬品の利 用促進
- ④収納率向上特別対策事業 の実施
- ⑤特定健康診查・特定保健指 導の実施

特に特定健康診査等基本 指針に基づく受診率は、平成 27 年度に 60.0%となりまし たが、今後さらなる向上を目 指す必要があります。

(2)後期高齢者医療制度

平成 27 年度末の後期高齢 者医療被保険者は、5,329 人 となっており、運営は、鹿児 島県後期高齢者医療広域連 合が行っています。

制度の安定的な運営のため引き続き、広域連合と連携を図る必要があります。

(3)介護保険制度

平成 28 年 3 月末における 要介護 (支援) 者数は 1,978 人です。

65 歳以上の人口に占める 認定率は 19.5% (県平均 20.2%) となっており、全国 平均の 17.9%を上回ってい ます。

今後、要介護(支援)者数は、増加が見込まれますが、 供給基盤の整備については、 様々な観点から検討する必 要があります。

また、医療・介護・予防・ 知障害の増加が見込まれる 住まい・生活支援が一体的に 現状も踏まえ、在宅サービス 提供される地域包括ケアシ への移行の円滑化や在宅サ ステム(※)の構築に向けて、 一ビスの質の向上等を図る 本市に合った体制整備と運 とともに、地域や医療をはじ 営が求められています。 めとした関係機関と連携し

さらに、持続可能な制度運用を図るため市民の自主的な介護予防への取組を支援し、適正な給付に努め、介護給付費の抑制に努める必要

(2)後期高齢者医療制度

長寿健診や人間ドック助 成等の保健事業を実施する とともに、広域連合と連携を 図り保健師等による重複頻 回受診指導や医療費通知な どを行うことにより医療費 の適正化に努めます。

(3)介護保険制度

介護保険事業計画に基づき、適正な事業運営を推進します。

介護サービスの利用の増加等に伴う介護給付費の増大を抑制するため、主体となる地域包括支援センターの機能強化を図り、介護予防事業や要支援者等に対し重度化しないよう効果的な事業の推進を図ります。

また、介護施設サービスの 入所待機者や認知症、軽度認 知障害の増加が見込まれる 現状も踏まえ、在宅サービス の移行の円滑化や在宅サ ービスの質の向上等を図る とともに、地域や医療をはじ めとした関係機関と連携し 出来る限り住み慣れた地域 で自分らしく暮らすため在 宅生活を見守り・支援する体 制の構築、推進を図ります。

施設整備については、施設

- (2)後期高齢者医療制度
- ①医療費適正化の推進
- ②人間ドックや長寿健診な どの保健事業の実施

(3)介護保険制度

- ①給付費の実態、適正利用、 介護予防や制度についての 広報啓発
- ②給付適正化の推進
- ③ころばん体操等を活用した一般介護予防の推進
- ④介護予防・日常生活支援総 合事業の推進
- ⑤包括的支援事業の推進
- 在宅医療・介護連携
- 認知症施策
- ・地域ケア会議
- 生活支援体制整備
- ⑥総合相談、権利擁護事業の 推進

があります。

(4)国民年金

国民年金制度は、昭和34年 の発足以来 57 年が経過して います。

近年、急速な少子高齢化が 進む中、年金制度への不安感 を原因として保険料の未納 者が増加傾向にあります。

そのため、市民の制度に対 する正しい理解を一層深め、 長期的な視野での年金制度 について周知を図る必要が あります。

待機者数等をはじめとする 様々な観点から検討します。

(4)国民年金

市民の高齢・障害・死亡時 の生活保障の柱となる年金 制度に対する理解を高め、年 金保険料納入困難者への免 除申請の促進並びに年金制 度の周知・啓発を図ります。

(4)国民年金

- ①年金制度の周知及び啓発 活動の推進
- ②年金窓口業務の円滑化

※地域包括ケアシステム…地域に生活する高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供 するためのケアシステム。

6) 障がい者(児)福祉の充実

標 値 指標:障害福祉サービスの満足度 基準:74.7% 目標:80%

現況と課題

本市の平成 28 年 4 月 1 日 現在の身体障害者手帳所持 者は1,804人、療育手帳所持 者は324人、精神障害者保健 福祉手帳所持者は 253 人で す。

すべての市民が相互に尊 重し合いながら共生する社 会の実現を図っていくため きる地域づくりや障害福祉 サービスのさらなる充実、雇 用の場を拡大することなど が課題となっています。

また、障害の重度化・重複 化や多様化の状況を踏まえ、

基本的方向

に基づき、障がい者の社会参 画に向けた施策等のより一 層の推進を図るとともに、障 がい者等基幹相談支援セン ター(※)を中心とした相談窓 口の充実や就労支援の取組 等を強化します。

障がい児については、関係 には、誰もが安心して生活で「機関と連携した障害の早期 発見や療育支援のほか、障が い児やその家族等への一貫 した支援体制の強化に努め ます。

> また、障害者差別解消法にしめの啓発活動 基づき、障害を理由とした

- 障害者計画・障害福祉計画 (1)障害者計画・障害福祉計画 の推進
 - (2)多様なニーズに対応する 生活支援体制の整備
 - ①障害福祉サービスの充実
 - ②児童福祉法によるサービ スの充実
 - (3)社会参加の促進
 - ①障がい者スポーツ大会等 の実施
 - (4)相談支援の充実
 - (5)啓発・広報活動の推進
 - ①障害及び障がい者に対す る正しい理解を促進するた
 - (6)障がい者の適性に即した

必要な療育や教育等が一貫 通じて切れ目のない充実し た支援が求められています。 なお、療育施設について 努めます。 は、民間において3施設が設 置されるなど充実してきて います。

「不当な差別的取扱いの禁|雇用機会の確保及び就労環 して計画的に行われ、生涯を 止」と、社会的障壁(バリア) を取り除くために必要な「合 理的配慮の提供」に積極的に 支援体制や家族支援の充実

境の整備促進

- (7)障がい児の早期療育等の (8)公共施設等のバリアフリ 一化の推進
- ※障がい者等基幹相談支援センター…地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障が い者やその保護者等の相談支援を総合的に行う。

7) 母子父子福祉の充実

目標値指標:新規	就労支援者数(5年間) 基準:	12人 目標:15人
現況と課題	基本的方向	主要施策
本市のひとり親家庭等の	ひとり親家庭等の自立を	(1)ひとり親家庭等の自立支
数は、平成28年7月現在、	促進するため、子育て支援・	援対策の実施
母子家庭 376 世帯、父子家庭	生活支援・就学就労支援・経	(2)母子家庭等就労支援対策
54 世帯、寡婦世帯 719 世帯	済的支援などの各制度を活	の充実
となっています。	用し、総合的な対策を充実し	(3)家庭児童・母子相談員の活
ひとり親家庭等の生活自	ます。	用
立のため各種支援施策を実		(4)ひとり親家庭等への医療
施しており、さらに施策の充		費助成
実を図る必要があります。		

8) 地域福祉の推進

目 標 値 指標:ボラ	ンティア(団体)の登録数 基準	售: 26 団体 目標: 40 団体
現況と課題	基本的方向	主要施策
だれもが住み慣れた地域	地域福祉の推進について	①社会福祉協議会活動支援
で、安心していきいきと暮ら	は、民生委員・児童委員の活	②民生委員・児童委員の資質
していくために、市民、地域	動の充実に努め、社会福祉協	向上のための研修充実
の各種団体、社会福祉協議	議会活動を支援するととも	③ボランティア団体等の育
会、民生委員・児童委員によ	に、ボランティアの育成、N	成及び活動支援
る地域福祉活動を充実する	POの活用などを図ります。	④各種福祉団体の活動支援
とともに、ボランティア活動	また、災害時要配慮者の把	⑤災害時要配慮者支援制度の
の支援、福祉団体の活動支援	握に努め、関係機関と情報を	充実
等を通じて、互いに助け合	共有し日頃からの地域におけ	
い、支え合うような関係づく	る関係づくりなどを促進しま	
りを進めることが必要です。	す。	

支え合いマップについて は、平成 27 年度末で 34 公民 館が作成しています。

災害時要配慮者の支援に ついては、毎年、民生委員・ 児童委員や公民館等の協力 のもと災害時要援護者支援 台帳を整備しており、関係機 関で情報を共有し、災害時に 活用しています。

9)生活困窮者の自立支援等の充実

指標:就労による保護廃止世帯数(5年間)基準:24世帯 目標:25世帯

値 指標:生活困窮者自立支援による新規プラン作成件数

基準:10件 目標:2件

現況と課題

標

目

平成28年4月1日現在、 221 世帯、被保護者は 335 人 で、保護率は千人あたり 11.47 人と増加傾向にあり、 生活保護受給者の保護受給 期間が長期化する傾向にあ ります。

そのため、関係機関との連 携により支援体制を充実し、 自立促進を図る必要があり ます。

また、生活保護に至らない 生活困窮者の生活苦相談が 増加しており、生活困窮者自 立支援制度による支援体制 の充実を図る必要がありま す。

基本的方向

生活困窮者の実態を的確 (1)生活困窮者の自立支援の 生活保護の被保護世帯は一に把握し、関係機関が連携し て支援体制を充実すること により、自立促進を図りま

> また、生活保護受給者につ いては、制度の適正な実施に 努め、最後のセーフティーネ ットとしての機能を果たす ことにより、最低限度の生活 保障と自立助長を図ります。

- 充実
- ①相談体制の充実
- ②関係機関との連携による 支援体制の充実
- (2)生活保護制度の適正実施
- ①自立支援プログラムの推 進
- ②就労支援の強化
- ③世帯の実態把握、他法他施 策の活用及び関係機関との 連携強化

第3節 教育文化

1) 生涯学習の充実

日 標 値 指標:生涯:	学習(公民館講座など)の満足り	度 基準:26.3% 目標:30%
現況と課題	基本的方向	主要施策
生涯学習は、「いつでも、	(1)生涯学習の推進	(1)生涯学習の推進
どこでも、誰でも」学びたい	①生涯学習推進組織の充実	①生涯学習推進会議の充実
ときに学び、子どもから大人	市内の関係機関との連携	②生涯学習大会の開催
まで、自らの充実や生活の向	を図り、生涯学習の総合的推	③生涯学習講座等の広報・啓
上のために、自らに適した方	進体制の充実に努めます。	発
法を選んで生涯にわたって	②学習情報の提供	
行われる学習のことです。	市のホームページや広報	
本市においては、公民館な	紙等による生涯学習情報の	
ど社会教育施設等を利用し、	提供に努めます。	
様々な生涯学習活動が実施	(2)学習機会の拡充	(2)学習機会の拡充
され、多くの市民が学ぶ楽し	①各世代・年代に対応した学	①生涯学習出前講座の充実
さを実感しています。	習機会の拡充	②生涯学習指導者の育成
今後は、「食のまち」、「英	市民のニーズに合わせた	③各種講座の充実
語のまち」を推進するための	生涯学習講座を開設し、学習	(「食のまち」「英語のまち」
学習や地域の課題を的確に	意欲の向上に努めます。	を推進するための学習機会
とらえた学習の機会を提供	②生涯学習施設の活用促進	の提供など)
するとともに、その学習した	市が所管する施設の活用	④生涯学習施設の充実と活
成果を生かせる場の提供が	を促進し、学習機会の充実に	用促進
必要です。	努めます。	⑤図書館蔵書の充実
また、いちき串木野市子ど	③公民館講座等の充実	⑥視聴覚ライブラリーの活
も読書活動推進計画に基づ	「食のまち」、「英語のまち」	用
き、多様な効果を持つ子ども	を推進するための学習機会	
の読書活動を一層推進して	の提供など公民館講座の充	
いく必要があります。	実に努めるとともに、自主講	
	座を支援していきます。	
	④生涯学習施設の機能の充	
	実	
	中央公民館等の生涯学習	
	施設の機能を充実し利用促	
	進に努めます。	
	(3)学習歴活用のための環境	(3)学習歴活用のための環境
	整備	整備
	①人材バンクの活用	①生涯学習人材バンクの整
	学んだことを生かせる場	備と活用
	の提供に努めます。	②生涯学習ボランティアの

②生涯学習ボランティア活 情報提供 動の推進

ボランティア活用や情報 の提供に努めます。

(4)読書活動の推進

読書に親しむ環境の充実 | ①読書活動推進事業の推進 を図るとともに、子ども読書 活動の広報・啓発に努めま す。

- (4)読書活動の推進
- ②親子 20 分読書運動の推進
- ③お話し会等の実施、子ども への英語絵本読み聞かせの 推進

2) 学校教育の充実

目 標 値 指標:不登校在籍率 基準:小学校 0.42% 中学校 3.24%

目標:小学校 0.40%以下 中学校 2.89%以下

指標:学校給食における地場産物の使用率 基準:16.6% 目標:20%

現況と課題

9校、市立中学校5校があ り、児童生徒数は、2,142 人 (平成28年4月現在)です。 そのうち、複式学級のある 小学校は5校、特別支援学級 のある小学校は4校、中学校 は4校となっています。

また、市立幼稚園が2園、 私立幼稚園は1園あり、県立 養護学校が1校、県立高等学 校が2校、私立小・中・高等 学校が各1校あります。

各市立学校(園)において は、市の重点施策を踏まえ、 「ふるさとを愛し 夢と志 をもち 心豊かでたくまし い人づくり」を目指し、活力 と特色のある学校づくりを 推進してきています。

基本的方向

本市には、現在市立小学校 (1)確かな学力の定着と向上 ①実態調査と実態に基づく 指導方法の改善

実熊把握と具体策の設定 等による指導方法の改善を 図ります。

②学校と家庭との連携

学校と家庭との連携を通 5家庭学習の充実 した家庭学習の充実を図り ます。

(2)心豊かでたくましい児童 | (2)心豊かでたくましい児童 生徒の育成

道徳教育の充実、積極的な「①体験活動の推進 生徒指導の推進等を通して、 心豊かでたくましい児童生 徒の育成に努めます。

(3)体力・運動能力の向上 教科体育の指導方法改善、 児童生徒の運動の習慣化を 今後の学校教育において一図り、体力・運動能力の向上

主要施策 (1)確かな学力の定着と向上

- ①学力・学習意欲アップの取 組の推進
- ②校内研修の充実
- ③英語のまちづくり事業の 推進
- ④複式学習指導の充実
- 生徒の育成
- ②読書活動の充実
- ③いじめ問題・問題行動等へ の迅速な対応
- ④人権尊重精神の醸成
- (3)体力・運動能力の向上
- ①教科体育の充実
- ②運動の習慣化の推進

は、教育活動の成果を具体的 に示すことができる学校の 創造が重要であり、学力低下 が実態調査等で指摘されて いる現在、児童生徒の学力向 上に向けての取組を充実さ せる必要があります。特に、 「英語のまち いちき串木 野」を目指し、英語力、コミ ュニケーション能力の向上 を図ることが求められてい ます。

また、不登校傾向の児童生 徒は減少傾向ですが、本市の 生徒指導上の課題であるこ とから、いじめの根絶に向け て、これまで以上に学校・家 庭・地域社会が連携を深めて いく必要があります。

心豊かでたくましい児童 生徒の育成に向けて、知育・ 徳育・体育、食育の調和的な 取組を推進する必要があり ます。

また、児童生徒一人ひとり の教育的需要にこたえるた めの特別支援教育を推進し なければなりません。

さらに、小中の一層の連携 や地域と一体となった学校 運営が求められています。

これらの教育課題の解決 に向けては、教職員の資質向 上が大切であり、地域に信頼 される指導力をもつ教職員 の育成に努める必要があり ます。

このほか、全国的に児童生 徒が事件や事故に巻き込ま

を目指します。

(4)学校保健、安全指導の改 | 善・充実

児童生徒が安心・安全で健士 康な学校生活を過ごせるよ う学校保健、安全指導の改 善・充実を図ります。

(5)特別支援教育の充実

児童生徒一人ひとりの教 育的需要に応じた特別支援 教育の推進を図ります。

(6)幼・小・中・高間の連携の | 推進、地域と一体となった学 校づくり

小中一貫教育の推進を柱 | とした幼・小・中・高間の連しユニティスクール)の導入 携の推進を図るとともに、家 庭や地域と一体となった学| 校づくりに努めます。

(7)学校経営の充実

児童生徒、保護者、地域に 信頼され、教育課題解決に向 けた指導力のある教職員の 育成や学校組織の機能化を 図るなど、学校経営の充実に 努めます。

(8)教職員の服務規律の厳正 | 確保と健康管理

信頼される学校づくりのた めに服務規律の厳正確保に 努めるとともに、教職員の心

- (4) 学校保健、安全指導の改 善・充実
- ①安全教育・安全対策の充実 ②疾病予防や治療に関する 指導の充実
- ③心の健康教育の推進
- ④喫煙防止教育や薬物乱用 防止教育の推進
- ⑤学校保健委員会等の活動 の充実
- (5)特別支援教育の充実
- ①個々の教育需要へ対応で きる体制づくり(合理的配 慮)
- ②教育支援委員会·就学相談 会の充実
- ③コーディネーターの育成
- (6)幼・小・中・高間の連携の
- ①小中一貫教育の推進
- ②学校運営協議会制度(コミ
- ③家庭・地域と連携した土曜 授業の実施
- (7)学校経営の充実
- ①教職員の資質向上
- ②学校評価の実施
- ③教育活動に関わる広報の 充実
- ④幼児教育の充実
- (8)教職員の服務規律の厳正 確保と健康管理
- ①服務規律の厳正確保に係 る計画的指導・随時指導
- ②教職員の健康診断の確実

れる事例が後を絶たないため、安全で安心できる学校生活に向けた取組も大きな課題となっています。

学校施設等の整備・充実については、平成 27 年度で校舎等の耐震補強は終了しましたが、今後は老朽化した施設の計画的な改修が必要です。

学校給食は、成長期の児童 生徒に必要な給食を提供し、 食に関する正しい知識と食 習慣及び自己管理能力を育 てるとともに、地場産物の活 用や食育の推進、あわせて関 係機関・団体との連携による 管理運営の強化・充実を図る 必要があります。

また、安全衛生管理の徹底 とともに、老朽化した串木野 学校給食センターの建替え 等施設設備の整備を図る必 要があります。

高等学校教育については、 高校再編が進む中で、地域密 着型の高校が望まれており、 本市ならではの教育を推進 する魅力ある高校づくりに ついて、連携して取り組む必 要があります。

市立小・中学校の統廃合に ついては、平成26年1月の 学校規模適正化委員会から の提言や平成27年1月の国 の学校設置基準の見直しを 踏まえ、校区内の意向を十分 に把握しながら慎重に進め ることとしています。 身の健康の保持増進を図ります。

- (9)教育環境の整備・充実 児童生徒一人ひとりに応 じた適切な教育環境の整 備・充実に努めます。
- (10)学校給食の充実と食育の推進
- ①豊かな給食の提供
- ②食に関する指導の充実
- ③管理運営体制の強化・充実
- ④安全衛生管理の徹底
- ⑤新学校給食センターへの 統合・整備

- (11)本市の特色を生かした魅力ある高等学校教育のための連携強化
- ①魅力ある学校づくりの要 請及び支援
- ②地域産業等との連携
- ③奨学金制度の充実

な受診

- (9)教育環境の整備・充実
- ①就学援助•幼稚園就園奨励
- ②遠距離通学の支援
- ③情報教育関係設備等の充 実
- ④年次計画による改修等
- (10)学校給食の充実と食育 の推進
- ①献立の工夫や地場産物の 活用
- ②栄養教諭の積極的な活用 や学校・家庭・地域と連携し た食育の推進
- ③学校給食センター運営委 員会等関係機関・団体と連携 した管理運営体制の強化・充 実
- ④食物アレルギーなど個別 的な対応及び相談指導の充 実
- ⑤学校給食における安全及 び衛生管理の徹底並びに納 入業者等への衛生管理指導
- ⑥新学校給食センターへの 統合・整備
- (11)本市の特色を生かした魅力ある高等学校教育のための連携強化
- ①魅力ある学校づくりの要 請及び支援
- ②第1次産業や地域産業と の連携による新製品の開発 要請
- ③幼稚園や小中学校との連 携強化
- ④奨学金制度の充実
- (12)学校の統廃合の検討

(12)学校の統廃合の検討

3) 社会教育の充実

3) 社会教育の充実			
		標:4,500 回	
現況と課題	基本的方向	主要施策	
本市は、地域住民等による	(1)学校支援の推進	(1)学校支援の推進	
学校の支援体制づくりや身	①学校支援コーディネータ	①学校支援コーディネータ	
近な地域で家庭教育を支援	一の育成	一の育成	
する各種学級の開催や相談	地域住民等による学校支	②学校支援ボランティアの	
体制づくりに努め、家庭や地	援活動を推進するコーディ	登録と活用	
域における教育力の向上に	ネーターの育成に努めます。		
取り組んでいます。	②学校支援ボランティアの		
また、成人や高齢者等の学	登録と活用		
習要求に応えるため、各種団	地域住民や企業のボラン		
体と連携し、様々な研修会な	ティア登録を推進し、学校の		
どを実施するとともに、指導	支援ニーズに応じた活用を		
者の育成に努めています。	図ります。		
青少年を取り巻く環境は、	(2)家庭教育の充実	(2)家庭教育の充実	
核家族化・少子化・地域社会	①相談体制の充実	①相談窓口や訪問活動の充	
の連帯感の希薄化など複	子育てに対する悩みを気	実	
雑・多様化しています。本市	軽に相談できる体制を充実	②家庭教育講座の実施	
においては、地域子ども会を	し、家庭教育支援に努めま	③家庭教育学級など各種学	
はじめ各少年団体の育成会	す。	級の開設	
や、青少年健全育成のための	②学習機会の拡充		
任意団体が中心となって、青	家庭教育講座や各機関に		
少年の健全育成に努めてい	おける学習活動を推進し、家		
ます。	庭の教育力の向上に努めま		
今後は、今日的な課題に地	す。		
域ぐるみで取り組み、地域や	(3)成人教育の充実	(3)成人教育の充実	
家庭の教育力の向上を図る	①学習機会の充実	①各種研修会の実施	
とともに、地域全体でふるさ	多様な学習の機会を提供	②社会教育関係団体の活動	
とを愛し、夢と志をもついち	するとともに、内容の充実に	促進	
き串木野市の子どもたちを	努めます。		
守り育てていく必要があり	 ②各種団体・指導者の育成	③有志指導者研修会など各	
ます。	指導者の育成に努め、団体	種研修会の実施	
	の組織力強化と、自主活動の	④人権教育・人権問題啓発の	
	促進に努めます。	ための研修会の実施	
	 ③人権教育の推進	⑤広報紙等を活用した啓発	
	 人権週間や啓発強調月間	 活動	
	I	I	

を通して啓発・広報を行い市 民の人権意識の高揚に努め るとともに、家庭教育学級や 社会教育関係団体の研修会 などにおいて人権教育に関 する啓発を行い、正しい理解 の促進に努めます。

- (4)青少年教育の充実
- ①各関係機関との連携 関係機関や団体との連携 強化に努め、地域ぐるみで青 少年を育てる活動を推進し ます。
- ②地域活動・体験活動の促進 地域の特性を生かした自 然体験活動や生活体験活動 などを通じ、協調性や積極性 はもとより、感動する心や他 人を思いやる心の育成を図 ります。
- ③健全育成啓発活動の推進 市民の関心を高め、地域が 一体となった青少年健全育 成に努めます。
- ④青少年育成環境浄化活動 の促進

地域の青少年を健全に育 成する環境浄化に努めます。

- (4)青少年教育の充実
- ①青少年育成市民会議の開 催
- ②青少年団体の育成
- ③有志指導者の育成
- ④各種研修会の実施
- ⑤青少年健全育成活動や体 験活動の推進
- ⑥市民総ぐるみのあいさつ 運動の展開
- ⑦青少年補導センターの活 動促進

4) 地域文化の保存・継承

目 標 値

指標:文化・芸術活動の充実、文化施設等の整備の満足度

基準:25.5% 目標:30%

			五十:25.570 日水:5070	
現況と課題		基本的方向	主要施策	
本市は縄文時代	だ後期の南	(1)伝統文化の保存・継承	(1)伝統文化の保存・継承	
九州を代表する遺	遺跡である	本市は様々な文化的資源	①歴史・文化施設の整備充実	
「市来貝塚」をは	じめ、徐福	を有しており、案内板等整備	②伝統文化愛護の啓発	
伝説のある「冠岳	史跡」、薩	を行うことにより市民の郷	③文化財の保存活用・民俗芸	

摩藩英国留学生が渡欧した 地でもあり、固有の歴史を有 しています。このような文化 意識の高揚を図る必要があ ります。

また民俗芸能に関しても、 国指定重要無形民俗文化財 である「市来の七夕踊」、県 指定無形民俗文化財の「ガウ ンガウン祭」「太郎太郎祭」 など数多くの伝統芸能が継 承されていますが、近年後継 者不足に悩まされ、保存伝承 が困難になっています。

文化事業に関しては、文化 祭などを実施し、市民の文化 意識の高揚に努めています。

護思想の普及を図ります。

また、市内に残る貴重な文 的資源を「地域の宝」として「化財等については、保護及び」 保存・継承するため、市民の一その活用と継承に努めると ともに、民俗芸能について は、地域での保存・伝承を支 援します。

> (2)文化意識の高揚と啓発 様々な機会において文化 の情報発信に努め、文化意識 の高揚と啓発に努めます。

- 土に対する理解と文化財愛|能の保全・伝承活動への助成
 - ④地域文化の情報発信
 - ⑤出前講座等の活用
 - ⑥地域文化を活用した住民 参加型体験活動の促進
 - ⑦各種研究会活動の招致
 - ⑧郷土に残る史料の収集及 び整備
 - (2)文化意識の高揚と啓発 ①文化事業の推進

5) スポーツの充実

 	体育施設利用者数 基準:263	千人 目標: 290 千人	
現況と課題	基本的方向	主要施策	
本市では、少子高齢化の進	(1)指導者の充実	(1)指導者の充実	
行に伴い、スポーツ人口の減	多様化・高度化するスポー	①指導者の育成と資質向上	
少がみられます。一方では、	ツ活動に対応するため、指導		
健康志向の高まりや自由時	者の発掘・育成並びに資質の		
間の増大などに伴い、スポー	向上に努めます。		
ツ活動に対する市民の関心	(2)体育施設の整備及び利用	(2)体育施設の整備及び利用	
と需要の高まりもみられ、現	促進	促進	
在、体育協会で 27 団体、ス	①総合運動公園等の充実	①総合運動公園等の充実	
ポーツ少年団で 25 団体が活	②大会開催や合宿誘致の推	②スポーツ大会開催・スポー	
動しています。	進	ツ合宿誘致の推進	
活動の目的も、健康の維	③小・中学校屋内外施設の整	③小・中学校屋内外施設の整	
持・増進、体力づくりから自	備	備補修	
己研鑽や仲間づくりと多様	④社会体育施設の適正な維	④屋内外社会体育施設の整	
化しています。	持管理	備補修	

このため、年齢・性別を問 わずスポーツに親しめる各 種施設の整備とともに、マリ 生かしたスポーツの振興に 努める必要があります。

施設面においては、総合運 動公園として、これまで多目 的グラウンド、パークゴルフ 場、庭球場及び総合体育館を 整備したところであります。

このような、恵まれたスポ ーツ環境や温泉、宿泊施設等 の環境を活用して、スポーツ イベントの開催及びスポー ツ合宿の誘致に努める必要 があります。

さらに、平成31年の全国 高等学校総合体育大会や平 成 32 年の国民体育大会の開 催に向けて、計画的に準備を 進める必要があります。

- (3)事業及び活動の拡充促進
- ①スポーツ教室の開設

各種スポーツ教室を開催 ンスポーツなど地域特性をし、市民が気軽に参加するス ポーツ・レクリエーション活 動を推進し、スポーツ人口の 拡大を図ります。

> ②市民総ぐるみスポーツ運 動の推進

スポーツ・レクリエーショ ン活動を通した健康づくり のための各種イベントやウ ォーキング大会の開催など に努めるとともに、市民の相 談等への迅速な対応に努め ます。

③学校体育施設開放事業の 充実

地域の社会体育の振興の ため、学校体育施設の開放を 促進します。

④海洋性スポーツ・レクリエ ーションの推進

本市の地理的条件を生か し、B&G海洋センターを活 用した海洋性スポーツ・レク リエーション活動の促進に 努めます。

⑤関係団体等との連携

体育協会やスポーツ推進 委員協議会、地域や職場のス ポーツ団体等の各種団体と 連携を図り、講習会や競技会 の開催を通して、競技力の向 上と競技人口の拡大を図る とともに、地域スポーツ活動 の充実、活性化に努めます。

また、県民体育大会、日置 地区大会等の選手強化、並び

- (3)事業及び活動の拡充促進
- ①各種スポーツ教室の開催 (ニュースポーツを含む)
- ②市民総スポーツ運動の推
- ③各種体育行事の推進
- ④学校体育施設の開放
- ⑤海洋性スポーツの推進
- ⑥競技団体との連携強化
- ⑦スポーツ健康情報の提供
- ⑧地域スポーツクラブ育成 事業の展開
- ⑨マイライフマイスポーツ 運動の推進
- ⑩体力・気力アップ作戦の推
- ⑪スポーツ選手の発掘・育 成·強化
- 迎平成 31 年の全国高等学校 総合体育大会(インターハ イ)の準備・開催
- ③平成32年の第75回国民体 育大会の準備・開催

に小・中・高体連の組織の拡 充に努めます。

⑥国民体育大会等の開催 実行委員会等を組織して 準備体制を整え、市民総ぐる みによる大会の充実に努め ます。

6) 国際交流の充実

指標:小中学校英検受験者数 基準:285人 目標:450人 目 標

指標:国際交流事業参加者数 基準:100人 目標:250人

現況と課題

いても国際交流への取組を れたまちづくりを目指すた め、交流団体の組織強化や人 材育成など、一層の取組が必 要です。

戦後アメリカ大陸に移住さ れた出身者との交流に始ま るサリナス市との友好都市 交流では、隔年おきに中高生 | (5)市内在住外国人と市民の交 | ②「からいも交流」等にかか のホームステイも実施して いますが、移民2世・3世の 時代に移りつつあることか ら、交流方法の検討も必要と なっています。

また、スポーツ国際交流員 にはじまる太極拳を通じた 中国との交流や「からいも交 流しなどの民間交流も盛んに 行われており、その支援も必 要となっています。

さらに近年、アジア諸国か らの留学生や技術研修生が増 加傾向にあることから、市内

基本的方向

- 国際化が進む中、本市にお | (1)国際化に対応した人材育 | (1)「英語のまち事業」の推進 成・団体の育成など、国際交 進めていますが、世界に拓か一流の基盤を強化し、すそ野の 広い交流活動を目指します。 (2)国際感覚の豊かな人材を 育成します。
 - (3)出身者の2世・3世等との 連携強化を図ります。
 - (4)民間の国際交流を支援し ます。
 - 流等を通じ、外国人にも暮ら しやすいまちづくりを進めま

- 及び外国語指導助手等の招 致事業の推進
- (2)サリナス市との学生の交 流事業の支援
- (3)サリナス派遣経験者など との世代交流を支援
- (4)民間交流団体の支援
- ①太極拳を通じた中国との 交流等
- わる広報活動の支援
- ③青年海外協力隊の支援
- (5)市内在住外国人と市民の 交流促進
- ①市民との交流支援
- ②居住環境の整備
- ③外国人に分かりやすい案 内表示

在住外国人と市民の交流が広がるよう取り組む必要があります。

第3章 世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』

第1節 産業経済

1) 農業の振興

目		指標:認定農業者数	基準:39人	目標:45人
		指標:農業新規就業者数	基準:4人	目標:10 人
	目 標 値	指標:グリーンツーリズム受入人数	基準:424人	目標:500人
		指標:6次産業化の取り組み件数(5年間)	基準:1件	目標:5件

現況と課題

基本的方向 (1)創意と意欲に満ちた農業

農業を取り巻く情勢は、 TPP (環太平洋戦略的経済連携協定) 問題をはじめ、農業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など、課題が山積しています。

国では、農地中間管理機構による農地の集積や、日本型直接支払制度など、多岐にわたる改革が行われております。

本市は、平地に乏しく傾斜 地が多い中山間地域である ため、生産性の向上に制約を 受けています。

このような現況を踏まえ 本市では、各種基盤整備を推 進し、意欲ある多様な農業者 に対し、機械・施設の共同化 を進めるとともに、収益性の 高い品目の導入、特産品の開 発・ブランド化の確立、規模 拡大のための農地の利用集 積の促進、多様な担い手の育 成、環境保全型農業の推進及 び近郊都市住民にも開かれ (1)創意と意欲に満ちた農業 の展開

地域住民の総意と工夫に 基づく魅力ある村づくりの ため、中山間地域直接支払交 付金事業や多面的機能支払 交付金事業を活用して、地域 の共同活動を支援し、農業担 い手の育成、協業化・法人化 などの生産組織の育成及び 農村景観・環境等に配慮した 持続的な農業の推進に加え、 都市住民との多面にわたる 交流の促進を図るなど新た な農業の展開を進めます。

(2)生活環境基盤の整備

集落道路、排水及び防災施設の整備を推進するとともに、農村の生活改善を図り、快適で機能的な住環境の整備を進めます。

(3)生産基盤の整備

地域の特性に応じた農業 の展開を考慮したほ場、用排 水施設及び農道等の生産基 盤の整備を行うとともに、機

- 主要施策

 (1)創意と意欲に満ちた農業
- の展開
- ①中山間地域直接支払交付 金事業
- ②多面的機能支払交付金事業
- ③認定農業者の育成
- ④新規就農者の育成・支援
- ⑤集落営農や生産組織の育 成
- ⑥リーダーの育成
- ⑦農業経営の法人化への誘導
- ⑧農作業受委託等の組織化 促進
- ⑨市来農芸高等学校との連携
- ⑩観光農園の振興
- ⑪農業体験の促進
- ⑫グリーンツーリズム(**※**)活動への支援
- (2)生活環境基盤の整備
- ①集落道路や排水路及び防 災施設の整備
- (3)生産基盤の整備促進
- ①川南地区基盤整備事業の

た農村空間の創出など、地域 住民の創意工夫を得ながら、 地域の共同活動による、農 地・農業施設の保全管理と農 村環境の向上を図る必要が あります。

公設地方卸売市場については、農産物の流通体系の変化や生産者、小売店の減少等により厳しい経営が続いており、その方向性について検討すべき時期にきています。

家畜伝染病については、口 蹄疫や鳥インフルエンザ等 に対する防疫対策が求めら れています。 械・施設の共同化を推進します。

(4)耕作放棄地の解消

農地中間管理事業により、 機構を活用した担い手への 農地集積や農地利用状況調 査などを行い、農地の適正管 理、耕作放棄地の解消を推進 します。

(5)自立した農業の確立と流 通機構の整備

安心・安全・新鮮な農産物の生産を図るとともに、農作物生産指導体制を強化しながら、高付加価値作物の導入のほか、野菜・果樹・花き・黒毛和牛等収益性の高い品目の規模拡大、特産品の開発・ブランド化を図ります。

また、認定農業者や新規就 農者を確保するため、関係機 関・団体等による総合的な支 援体制を確立し、農地の利用 集積の促進、農家負担の軽減 など経営の安定、経営体質の 改善に資する施策を講じる ほか、耕作放棄地などへの一 般企業の参入を促進します。

また、生産から加工・流通 までの6次産業化の取組に 対する支援や、農畜産物の計 画生産体制や安定した出荷 体制の整備を図る一方、生産 流通体系の変化など公設地 方卸売市場の置かれた現状 を踏まえ、方向性の検討を行 います。

(6)家畜伝染病対策の推進

口蹄疫、鳥インフルエンザ

推進

- ②機械・施設の共同化の推進
- ③農地保全の推進
- ④鳥獣害防止対策の推進
- (4)耕作放棄地の解消
- ①農地中間管理事業の推進
- ②農地利用状況調査及び荒 廃農地調査の実施
- ③農地の適正管理の啓発
- (5)自立した農業の確立と流 通機構の整備
- ①環境にやさしく、安心で安全な農産物生産の推進
- ②特産品の開発・ブランド化 の促進
- ③定年帰農者への支援・育成
- ④小規模農家への支援・育成
- ⑤女性農業者参画の促進
- ⑥一般企業の農業参入の支援
- ⑦地産地消の推進と確立
- ⑧6次産業化の取組支援
- ⑨公設地方卸売市場の方向性の検討
- (6)家畜伝染病対策の推進
- ①防疫対策の関係機関との 連携強化
- (7) 経営安定所得対策の推進 ①経営安定所得対策の適切 な運用

等の防疫対策を国・県・関係 機関と連携して推進します。 (7)経営安定所得対策の推進 経営安定所得対策の適切 な運用を推進します。

※グリーンツーリズム…農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

2) 林業の振興

標

目

現況と課題 森林は、国土の保全、水資 (1)生産基盤の整備 源の涵養のほか、保健休養の 場、魚を育てる魚つき林(※) 性能林業機械の活用を進め としての活用等多面的機能 を有し、その役割はますます

重要となっています。

しかしながら、森林を取り 巻く状況は、林業従事者の減 少・高齢化の進行並びに木材 価格の長期低迷や生産コス トの上昇等に伴い、生産意欲 の減退がみられ、手入れがさ れていない森林の増加によ り、木材生産のみならず、自 然環境保持等の森林がもつ 多くの機能までも失われつ つあります。

このため、林道開設など道 路網の整備のほか、高性能林 業機械の活用による生産性 の向上並びに林業従事者、後 継者、担い手の育成や就業環 境の改善を図り、山村地域の 活性化を促進するとともに、 林業経営の健全化及び安定 化を図る必要があります。

さらに、市民に対して、「緑 や林業に対する理解を深め

値 指標:林業新規就業者数(5年間)

林道等の基盤整備及び高 るなど、生産コストの削減を 図ります。

基本的方向

また、就業環境の改善及び 労働力の確保等に努め、木材 生産の拡大及び所得の向上 を図るとともに、山地災害の 復旧及び未然防止に努めま す。

(2)自立した林業の確立

後継者、担い手育成のた め、市・県・関係機関が連携 してその確保に努めるとと もに、林業経営を維持できる よう特用林産物との複合経 営を推進します。

(3)森林資源の保存と活用

森林の優れた景観、多面的 機能を生かして、森林公園施 設等の整備を推進するとと もに、市民の森林・林業に対 する理解を深めるため、植樹 活動や木材加工等の活動を 推進します。

また、木質バイオマス発電 の募金活動」などによる森林 や海外への原木輸出のため 伐採された森林の再造林を

主要施策

目標:10人

①林道等の整備

(1)生産基盤の整備

基準:8人

- ②林業就業環境改善の推進
- ③治山事業の促進
- (2)自立した林業の確立
- ①後継者、担い手の育成
- ②特用林産物生産の振興
- (3)森林資源の保存と活用
- ①森林資源保全の推進
- ②森林公園施設等の整備
- ③森林施設等の利用促進
- ④魚つき林・潮害防備林等保 安林の整備保全
- ⑤緑の募金活動・植樹活動の 推進
- ⑥木材・竹材の利用促進
- ⑦森林の再造林等の促進

る取組を進めていくととも に、森林の持つ多面的機能、 保健休養機能等を高度に発 揮させるための整備及び雇 用機会の創出をより推進す る必要があります。

また、伐採された森林の再 造林を確実に実施する必要 があります。

確実に実施し、持続可能な林 業の振興を図ります。

※魚つき林…海岸部に存在する森林ばかりではなく、生態系としての森と海のつながりという観点から森 林の機能が再認識されていることから、広い意味で河川上流部の森林を「魚つき林」としている。

3) 水産業の振興

指標:まぐろの地元水揚げ回数(5年間) 基準:3隻 目標:5隻 標 値 指標:新規就業者数(5年間) 基準:6人(遠洋4沿岸2)目標:8人

基本的方向

現況と課題

本市の水産業は、世界の海 (1)まぐろ漁業 を漁場とする遠洋まぐろ漁 業と本市沖合から甑島周辺 を漁場とする沿岸漁業に分 けられます。

平成 27 年における本市の 漁業生産額は約81億円で、 水産業の主軸をなしていま すが、水揚げのほとんどは大 消費地に近い清水港、焼津港 となっています。

境は、国際規制の強化や魚族 資源の減少、漁船員の高齢 化、後継者不足など漁業経営 にとって厳しい状況にあり ます。

今後とも、まぐろ資源の保 護や適正漁獲について、官民 一体となって関係機関に働

まぐろ漁業を取り巻く諸 問題に業界や関係機関と連|励事業の推進 携した取り組みを行い、まぐ ろ漁業の振興を図ります。

また、独航まぐろ漁船や運 搬船の出入港を促進し、串木 そのほとんどが遠洋まぐろ 野市漁協冷凍冷蔵庫の保税 漁業によるものであり、本市 | 蔵置場における輸入餌料や 外来巻網漁船による餌料の 確保に努め、漁業資材や生活 物資等の共同受注体制を図 りながら、まぐろ漁業母港基 まぐろ漁業を取り巻く環 地化を推進するとともに、6 次産業化の支援に努めます。 (2)沿岸漁業

> 「つくり育てる漁業」を推 (4)漁港の整備 進し、魚礁設置、魚類種苗放 流事業、藻場造成事業等によ り水産資源の維持・増大を図 り、魅力ある漁場づくりを推 | ウ. フィッシャリーナの附帯 進するとともに、漁業者の収 | 施設整備等

主要施策

(1)まぐろ漁業

- ①まぐろ漁業母港基地化奨
- ②後継者の支援・育成
- ③まぐろの魚食普及
- (2)沿岸漁業
- ①魚礁漁場整備事業・藻場造 成事業の促進
- ②タイ・ヒラメ等の種苗放流
- ③特産魚種のブランド化・6 次産業化の推進
- ④後継者の支援・育成
- (3)水産加工
- ①地域水産物展示販売施設 の活用による漁家経営の安 定化
- ①串木野漁港
- ア. 防波堤の整備
- イ. 施設の保全等

きかけていくとともに、後継 者不足を解消するため、日本 人幹部船員の育成にあわせ 外国人船員の教育を図って いく必要があります。

まぐろ漁業母港基地化に ついては、串木野市漁業協同していきます。 組合やまぐろ関連水産会社 船や独航まぐろ漁船の出入 港の促進が図られ、近年、地 元でのまぐろの水揚げも見 られるようになりました。

一方、沿岸漁業は、甑島周 辺海域の良好な漁場に恵ま れ、一本釣り漁業をはじめ、 延縄漁業、刺網漁業、籠漁業、 機船船曳網漁業等が行われ ていますが、漁業就業者の高 年齢化が進み、ほとんどが日 帰り操業であるため、経営は 極めて零細で、さらに近年魚 食離れが進み消費が減少し ています。

また、魚族資源の回復が大 きな課題であり、魚礁設置や イカ柴投入にあわせ、アマ モ・ヒジキ等による藻場造成 により、幼稚魚や磯根資源の 保護・育成に努めながら、タ イやヒラメ等の種苗放流に よる栽培漁業を推進し、さら に魚食の普及も行い若年漁 業者が就業できる魅力ある 沿岸漁業の構築を図る必要 があります。

水揚げされた水産物につ いては、漁協等の直売施設で の販売のほか、特産品である

入安定のための支援に努め ます。

また、特産魚種のブランド 化や若年層への魚食の推進 を図るとともに、6次産業化 を推進する経営体等を支援

さらに、新規就業者の支援 の積極的な取組により運搬しに取り組み、沿岸漁業の振興 を図ります。

(3)水産加工

加工業者と流通業界の連 ア. 施設の保全等 携のもとに販路拡大に努め、 新製品の開発やブランド化、 施設の近代化、協業化、集団 化を促進し、また、女性起業 | 化グループの育成に努めま す。

(4)漁港の整備

防波堤等の整備を行い港 内の静穏度を高めるととも に、維持補修等により漁港機 能の保全向上に努めます。

- ②羽島漁港
- ア. 道路の新設
- イ. 用地整備
- ウ. 施設の保全等 ③戸崎漁港
- ア. 防波堤の整備
- イ. 浮桟橋の設置
- ウ. 施設の保全等
- ア. 施設の保全等
- ⑤土川漁港

④市来漁港

つけあげ、かまぼこ等の水産 加工品の原材料としても活 用されていることから、より 一層、水産加工会社や流通会 社と連携を強めていく必要 があります。

また、本市には県が管理す る串木野漁港、羽島漁港、戸 崎漁港、市が管理する土川漁 港、市来漁港の5港があり、 漁業活動のための基盤施設 として、引き続き各漁港の機 能充実・維持を図る必要があ ります。

4) 製造業の振興

値 指標:新商品開発数 基準:0件 目標:3件

現況と課題

本市における製造業等は、 製品等の食品加工業、ハム製

品、焼酎製造業等が中心とな っており、その他造船業、鉱 業等の企業があります。ま た、本市企業の大多数は、中 小企業ですが、雇用の維持や 技術の継承、今後の地域活力 を高めるうえで極めて重要 な役割を担っています。

しかしながら、景気の低迷 や低価格競争などにより、厳 しい経営環境におかれてい ます。そのため、中小企業が 安定して経営が継続できる よう、経営基盤の強化などを 図る必要があります。

基本的方向

地域産業の振興のため労 地場資源を生かした水産練|働力の確保、人材育成を図 り、次世代へ技術の継承を図 ります。

> 製造業を取り巻く環境の 変化を的確に把握するとと もに、経営安定化のため各種 制度資金などの情報提供を 積極的に行い、商工会議所や 商工会と連携して経営相 談・企業診断・経営セミナー など経営指導の充実に努め ます。

さらに、第一次産業との連 携を強化していくために、異 業種間及び産学官の連携を 進めるとともに、高校や大学 などとの共同研究の仕組み づくりを図ります。

- (1)地域産業の振興のため労 働力の確保、人材育成、近代 化などによる企業の体質改 善・強化の充実
- (2)中小企業製造業を取り巻 く環境の継続的な把握及び 中小企業者への情報提供
- (3)各種制度資金の活用
- (4)情報化投資や経営革新、経 営基盤の強化等の生産性向 上に向けた取組に対する支 援
- (5)新技術・新製品開発への支
- (6)農林水産業と一体となっ た物産展の開催等の販売促 進に対する支援
- (7)流通販売対策の充実
- (8)異業種間及び産学官等の

	連携の推進
	(9)大学や高校等との共同研
	究の推進

5) 企業誘致

目 標 | 値 | 指標:立地企業の雇用者数 | 基準:723人 目標:1,000人

現況と課題

本市には西薩中核工業団 地のほか、5つの工業団地が あり、現在西薩中核工業団 地、冠岳農村工業団地の2箇 所が分譲中となっています。

西薩中核工業団地におい ては、分譲率 76.17%で、分 譲可能面積は、約 11.9ha と なっています。

本市では企業誘致を促進 するため、優遇制度の充実を 図り、積極的に企業誘致活動 を行っています。

本市立地企業の大多数は 中小企業ですが、今後の地域 | 新のまちづくりを更に推進 活性化を高める上で極めて 重要な役割を担っており、中 小企業が新たな環境の変化 に対応しうるような技術力 の向上など近代的施策の展 開や経営基盤の充実を図る 必要があります。

また、雇用機会の創出・確 保及び定住化を図る観点か らも企業誘致を積極的に進 める必要があります。

基本的方向

業の工場増設を進めるとと もに、県産業支援センター等 との連携による新産業の育 成を図ります。

また、工業団地や地域にあ る資源等を有効活用し、ホー ムページ等の広報媒体を積 極的に活用し、企業誘致に努 めます。

また、企業が進出しやすい 環境や補助制度の活用を図 るとともに、西薩中核工業団 地で取り組んでいる環境維 し、企業誘致の促進と進出企 業の経営安定につながる施 策を行います。

- 新規の企業立地や既存企 | (1)企業の誘致及び地域に根 ざした新たな産業の育成
 - (2)貿易関連企業などの港湾 利用型企業の誘致
 - (3)誘致方策・優遇措置の活用
 - (4)環境付加価値の高い工業 団地化による企業誘致と進 出企業の経営安定
 - (5)内陸部の空き工場等を活 用した企業誘致

値 指標:空き店舗等の活用数 基準:30件 目標:45件

現況と課題

基本的方向

主要施策

本市の商業・サービス業 は、大半が中小小売企業であ り、これらを取り巻く情勢 の立地、後継者不足、消費者 ニーズの多様化など大きな 構造変化による商店街の空 き店舗の増加など厳しくな っています。

さらには、消費者ニーズに 即応できるサービスの提供 新幹線全線開業など高速交 通体系の整備などによる市 民の市外への生活行動範囲 の拡大により顧客の流失が みられます。

中心商店街を核とした商 業地域の吸引力の強化を図 るため、消費者のニーズに即 応する商店街づくりとして、 空き店舗の活用、大型店と一 体となった活性化策を推進 するとともに、地域に密着し た個性的な事業の展開、市内 に点在する特産品販売所の 有効利用など、活性化策を検 討し、商工会議所・商工会に よる経営指導体制の充実・強 化を図る必要があります。

また、水産業・農林業と連 携した活性化策を推進する 必要があります。さらに、新 たなご当地グルメ・特産品の 開発等を進め、「食のまち いちき串木野」として、産

(1)商店街等の支援

中心市街地の商店街は、空 き店舗の活用等を促進し、商 は、国道3号沿いへの大型店 業空間の質的向上を図りま す。地域商店街等について は、手近な買物場としての機 能を充実し、市民生活の利便 性の向上を図ります。

> (2)経営・創業支援・組織体制 の強化

商店経営の合理化を図る が不十分であり、また、九州 ため、経営管理の適正化に努 めます。

> また、各種制度資金や市の 利子補助制度を活用し、中小 事業所の経営を安定させ、商 工会議所や商工会による経 営指導の充実を図る施策を 進めます。

さらに、創業支援や後継 者、NPO法人等の育成につ いても関係機関と連携した 取組を行うとともに、共同事 業、イベント(産業祭等)の 推進や異業種間交流、経営講 座等による経営意識の向上 を図り体質強化に努めます。 (3)地場産品の販路拡大及び 特産品販売所の機能充実

地場産業の各分野におけ る特産品の開発を推進する とともに、農林水産業等と連 携した需要の掘り起こし体 制の確立を図るほか、特産品 販売所については、関係機関 と連携しながらPRに努め、

- (1)商店街等の支援
- ①商店街の自助努力への支
- ②魅力ある商店街形成のた め、空き店舗活用、共同事業、 イベント等の推進
- ③宅配サービスの導入など 地域密着型サービスの展開
- (2)経営·創業支援·組織体制 の強化
- ①商工会議所・商工会等を中 心とした後継者育成や創業 への支援
- ②経営の合理化や安定化を 推進するための助成制度の 利用促進
- ③情報化投資や経営革新、経 営基盤の強化への支援
- ④地域密着型企業、組合、N PO法人等の育成
- ⑤まちづくり組織との連携 強化

- (3)地場産品の販路拡大及び 特産品販売所の機能充実
- ①特産品の販路拡大
- ②地域特産品の複合商品化 など新たな商品の開発
- ③農林水産業等と連携した 新たな需要に対応する体制 の確立

業・地域の活性化に生かす必 要があります。

消費者が求める新鮮で安 全・安価な品物の販売につい て調査・研究し、販路拡大を 図ります。

(4)交流人口の確保及び経済 交流

広域交通体系を活用しな がら観光との連携やイベン ト等の開催により他地域か らの交流人口の確保を図り ます。

また、甑島等との経済交流 の推進により商圏拡大に努 め、広域的なサービス提供の 確立を目指します。

- (4)交流人口の確保及び経済 交流
- ①観光との連携による商店 街の活性化
- ②甑島等との経済交流の推

7) 観光の振興

指標:観光入込客数 基準:約106万人 目標:約108万人 指標:ガイド会員数 基準:18人 目標:25人 標 目 値 指標:観光案内所来所数 基準:1,391件 目標:1,500件 指標:観光案内所電話問合せ数 基準:1,154件 目標:1,300件

基本的方向

現況と課題

本市は吹上浜県立自然公 (1)観光資源の整備等 園の北端に位置し、東シナ海 上砂丘を眺望する奇岩や白 砂青松など優れた海洋性観 光資源と、霊峰冠岳などの自 然景観に恵まれています。

また、自生ビロウ樹北限の 地である羽島は、日本の黎明 を告げた薩摩藩英国留学生 渡欧の地であり歴史・文化な どの学術的資源を有してい ます。

海浜公園としての長崎鼻 から照島海岸、市来海岸一帯

本市の有する美しい海岸 に浮かぶ甑列島と広大な吹 線や固有の歴史・文化などの 自然資源、歴史文化資源の観 光資源化を積極的に進めま

> また、グリーンツーリズム の推進による農水産業の体 験型観光資源としての活用、 さらには焼酎製造業や水産 加工業などの製造過程の観 光資源化、合宿誘致促進によ る交流人口の拡大や外国人 旅行者の誘客を図るための 受け入れ体制の整備を進め、

- (1)観光資源の整備等
- ①産業観光の促進
- ②グリーンツーリズムなど 体験観光の促進
- ③冠岳周辺の整備推進
- ④観音ヶ池周辺の整備推進
- ⑤薩摩藩英国留学生記念館 周辺の整備推進
- ⑥観光資源の発掘推進
- ⑦スポーツ合宿等の誘致促
- ⑧外国人旅行者の受け入れ 体制整備推進
- (2)観光振興の体制づくり
- ①観光関係団体への運営の

は、豊かな自然を生かした環 境整備を進めています。

観音ヶ池市民の森は、千本 桜やアジサイ等が植栽され ており、多くの観光客が訪れ ています。

また、冠岳一帯は「歴史・ 自然の里づくり」として冠嶽 園、冠岳花川砂防公園、冠岳 展望公園、観光農園、串木野して、関係団体と連携した情 ダム周辺の公園化、温泉施設 が整備されています。

現在の観光は、薩摩藩英国 池市民の森、焼酎蔵、さつま あげ工場、物産館、ちかび展 示館などを周遊する通過型 の観光となっています。

これらの観光資源を活か した着地型観光ルートの創 出や、宿泊施設・温泉施設な どの滞在型観光、イベント・ 祭り・食を活用した参加型観 光、グリーンツーリズムによ る体験型観光の促進のほか、 スポーツ合宿や外国人旅行 者の受入れ体制の整備を進 め観光客誘致を推進してい く必要があります。

また、九州新幹線、JR串 木野駅・神村学園前駅・市来 駅や南九州西回り自動車道 などの交通利便性を活かし、 甑島を含めた本市周辺の観 光地を結ぶ観光ルートの開 発・整備とともに、九州西海 岸観光ルートの結節基地と しての機能を果たすまちづ くりを進める必要がありま

様々な観光の需要に対応し ていきます。

(2)観光振興の体制づくり

総合観光案内所や観光特 産品協会の運営支援により、 観光振興の体制を整備しま

(3)情報発信の推進

総合観光案内所を中心と 報発信に努めます。

(4)広域観光の推進

周辺の観光地とも連携を 留学生記念館、冠岳、観音ヶ一深め、情報発信など多彩な誘 客宣伝活動に努めます。

支援

- ②観光ボランティアガイド の育成
- (3)情報発信の推進
- ①観光キャンペーンの推進
- ②観光プロモーションの推
- ③観光案内板の設置推進
- ④総合観光案内所 HP 運営 等による情報発信
- ⑤観光大使による情報発信
- (4)広域観光の推進
- ①周辺自治体・関係団体との 連携推進
- ②観光ルートの整備促進

す。

さらに、本市の観光振興を 図るために総合観光案内所 を拠点とした情報発信や関 係機関との連携が必要です。

8) 食のまちづくりの推進

現況と課題 基本的方向 市民、事業者及び行政が主 「食のまちづくり基本計 体的に参画し、互いに理解し 画」に沿った6分野の基本的 あい、協働して取り組むこと 施策について、取り組みま を基本に、平成 21 年に制定 す。

標 値 指標:食のまちづくりの満足度 基準:29.1%

(1)産業の振興

食材、食品を磨き育て、地 産地消を進め産業の振興に 取り組みます。

(2)福祉及び健康の増進

食育を進め、健全な食生活 を実践し、健康の増進に取り 組みます。

(3)教育及び伝承

郷土食や食に関する作法 を学び、食文化の継承に取り 組みます。

食の魅力を活用し、もてな しの心により観光、交流に取 り組みます。

(5)環境の保全

豊かな食材を育む海、山、 川、里の良好な自然の保全に 取り組みます。

(6)安全で安心な食のまちづ

主要施策

目標:50.0%

(1)産業の振興 ①食彩の里いちきくしきの

を拠点とした地域活性化

- ②いちき串木野ブランドの
- ③後継者の育成

構築

- (2)福祉及び健康の増進
- ①食育推進計画の推進
- ②食育活動の普及啓発・情報 提供
- ③食育活動への支援
- (3)教育及び伝承
- ①学校、家庭、地区等での学 習機会の提供
- ②食事会、農林漁業体験ツア 一等を通じた交流
- (4)観光及び交流
- ①食に関する観光資源の調 査研究及び開発
- ②体験型観光及び産業観光 メニューづくり
- ③地域資源の保全と有効利 用
- ④イベント等の開催
- ⑤ボランティアガイドの育 成及び派遣体制の整備

した食のまちづくり条例に 基づく「食のまちづくり基本 計画」に沿って、6分野の基

本的施策について、取り組ん でいます。

主な取組としては、

- ① 特産品直売所の連携強 化、学校給食での地元食 材の活用レシピ集の作成 など郷土料理の研究と伝 承
- ② 体験型観光産業の開発、 特産品の普及と開発、食 (4)観光及び交流 育まつり等による食育の 普及促進
- ③ 食のまちキャンパスなど 食に関するイベントの開 催
- ④ EATde 健康メニュー の開発支援、食に関する 情報の発信

その他、全国初の本格焼酎に

よる乾杯を推進する条例を 制定するなど、様々な分野に ついて取り組んできていま す。

今後は、これらの取組を更 に進めながら、6次産業化商 品の開発、ブランド化及び県 内外への食の情報発信等を進 める必要があります。

また、本市の食の拠点エリ アである「食彩の里いちきく しきの」を中心とした食と観 光の連携による食のまちづく りを進め、地域の振興、活性 化を図る必要があります。

みんなで安全で安心な食 (5)環境の保全 づくり、提供に取り組みま す。

また、「本格焼酎による乾 杯を推進する条例 | の推進に 努め、本格焼酎による乾杯の 習慣を広めることにより、本 格焼酎の普及を通した焼酎 文化への理解の促進に寄与 します。

- ①森林保全・休耕地対策
- ②生活排水対策
- ③食品廃棄物の抑制やその 再利用の促進
- (6)安全で安心な食のまちづ
- ①安全、安心の基準遵守等に ついての推進
- ②認証産品に対する支援策 の構築、情報発信
- (7) 「本格焼酎で乾杯条例」 の推進

9) コミュニティビジネスの振興

現況と課題 基本的方向 主要施策 本市におけるコミュニテ 地域住民が地域の課題解 (1)まちづくり協議会やNP ィビジネス(※)については、 決や自己実現等、活力ある地 O法人などへのコミュニテ 地域特色を生かした食品、地 域形成を推進するため、まち ィビジネス導入支援 (2)NPO法人など担い手の 域ブランド米の販売やグリ づくり協議会などの地域住 ーンツーリズムなど、地域の 民を主体とするコミュニテ 育成 特性や資源を生かした取組 ィビジネスの導入について (3)活動拠点となる施設提供 が進みつつあります。 支援を行います。 の検討や事業の継続性に不 これからも地域の特性を 可欠な経営指導等の実施 生かした社会づくり、企業や (4)グリーンツーリズムの推 行政等の連携や協働、そして 淮 得意分野を生かしたまちづ くりの推進を図る必要があ ります。

※コミュニティビジネス…地域で今まで眠っていた労働力、原材料、ノウハウ、技術などの資源を生かし、 地域住民が主体となって自発的に地域の問題に取り組み、ビジネスとして成立させていくこと。

10) 海外との経済交流

目標値指標:外国	人のまちなか居住数 基準:	: 0 人 目標: 30 人	
現況と課題	基本的方向	主要施策	
本市にはアジア諸国からの	(1) 市内在住外国人の居住環	(1)市内在住外国人の居住環境	
語学留学生や技術研修生が多	境の整備と交流の推進	の整備と交流の推進	
く生活しており、市内の重要	外国人にも便利で暮らしや	①居住環境の整備	
な労働力となっています。こ	すいまちづくりを推進しま	②市民との交流支援	
れらの留学生等外国人の居住	す。	(2)企業の海外市場開拓・進出	
環境の整備を図りながら在住	(2) 企業の海外市場開拓・進出	への支援	
外国人とのコミュニケーショ	への支援	①貿易商談会への参加経費等	
ンを促進し、交流が市民全体	地元企業による、東アジア	の支援	
に広がるよう取り組む必要が	及び東南アジア諸国との交易		
あります。	を支援します。		
さらに、本市は東アジア及			
び東南アジア諸国と近距離に			
あることから、この地域との			
友好促進や交流の拡大を図る			
ことが重要であり、海外市場			
の開拓を目指すため貿易商談			
会等への参加を企業に呼びか			
け、経済交流を促進する必要			
があります。			

第4章 利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』

第1節 社会基盤

1) 道路・交通網の整備

-1 道路

			指標:幹線道路の整備の満足度	基準:37.8%	目標:50%
目	標	値	指標:都市計画道路の整備率	基準:66%	目標:70%
			指標:橋梁の改修率	基準:14%	目標:40%

基本的方向

現況と課題

本市の道路・交通網は、南 九州西回り自動車道と国道 3号を軸として、主要地方道 の川内串木野線、串木野樋脇 線、郷戸市来線が幹線道路と なって、串木野新港・西薩中 な工業団地等の臨沖市後 下クセス道路の中心市後 アクセス道路などの都市計 画道路、さらには生活道路等 の市道が整備されています。

1. 国 道

国道3号は、バイパス路線 も含め実延長14,585m、国道 270号は、6,244mとなって います。

市街地外については、一部 が狭隘で歩道もなく危険な 区域があり、国道3号養護学 校入口などの右折車線の整 備や歩道の拡張が求められ ています。

2. 県 道

県道は、主要地方道串木野 樋脇線外2路線と一般県道 郷戸市来線外5路線からな る合計9路線で実延長 47,762mです。 南九州西回り自動車道、国 道3号・270号、主要地方道 及び一般地方道など広域的 な交通網と市内交通網の連 携を図り、市街地への通過交 通の進入を低減する幹線道 路の整備を促進します。

市道については、周辺部への配慮や地域間の交流、円滑な移動の実現を目指し、集落間のネットワーク道路として計画的な整備を図るとともに、市街地内の老朽化した側溝及び舗装の整備を行います。

また、子どもや高齢者、身体障がい者等、誰もが安心して利用できるように、歩道や歩道橋、信号機の整備など人に優しい交通施設の整備等道路機能の充実を図ります。

都市計画道路については、 交通結節点となる駅前広場 や市街地内の補助幹線道路 等、広域的な交通体系と地域 交通体系の連携した、利便性 が高い道路の整備を促進し ます。

主要施策

- (1)幹線道路の整備促進
- ①国道・県道の整備促進
- ②国道・県道の橋梁整備促進
- ③市道寺迫観音ヶ池線等の 整備促進
- (2)生活道路の充実
- ①生活道路の改良及び整備 改修 (側溝・舗装)
- ②ネットワーク道路の整備
- ③JR 立体交差の整備推進
- ④橋梁の整備 (新平江橋 (仮
- 称))・橋梁長寿命化の推進
- ⑤神村学園前駅東側道路の 整備
- (3)人に優しい道路機能の充実
- ①市街地等の道路のユニバーサルデザイン(※)の推進

(4)都市計画道路の整備推進

53

一部では歩道もなく危険 な区域があるとともに、バリ アフリー化の整備も遅れて います。

3. 市 道

本市の市道は、平成 28 年 4月現在で 909 路線で延長 349,552m です。

市街地内の補助幹線道路 等の老朽化した側溝及び舗 装の整備をする必要があり ます。また、神村学園前駅周 辺では、開発を促進するため の区域内道路や地域間を結 ぶ道路などの交通体系を整 備する必要があります。

4. 都市計画道路

本市の都市計画道路は 35 路線が計画決定されていま すが、整備状況としては、総 計画延長 41,790 m に対し、 整備済延長が 27,420 m で整 備率は 66%となっています。

※ユニバーサルデザイン…障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・ 建物・環境などをデザインすること。

-2 鉄道・バス

目 標 値 指標:公共交通の充実の満足度 基準:21% 目標:50%				
現況と課題	基本的方向	主要施策		
(1)鉄 道	(1)鉄 道	(1)鉄 道		
平成 23 年 3 月に九州新幹	鉄道事業者に対して複線	①鹿児島本線 (川内駅~木場		
線鹿児島ルートが全線開業、	化の実現とともに、通勤・通	茶屋駅間、串木野駅~東市来		
在来線では、平成 22 年 3 月	学の利便性向上のための快	駅間)の複線化促進		
に神村学園前駅が開業し、利	速便の導入等を要請すると	②新幹線への接続等サービ		
用者のニーズに対応したダ	ともに、利用者のニーズに対	ス向上の要請		
イヤ改正などサービスの向	応した駅周辺の整備を進め	③ 駅周辺の交通安全対策の		
上が図られ、通勤・通学等の	ます。	実施		
市民生活を支える公共交通	(2)路線バス	(2)路線バス		
機関となっています。	市民生活を支えるため、効	①路線の運行維持に対する		

場茶屋駅間(5.7km)及び串 木野駅~東市来駅間 (10.9km) の複線化が取り 残されているほか、駅周辺に おいては、交通安全上の整備 が求められています。

(2)路線バス

地方路線バスは、通勤・通 学・通院・買い物等の市民生 利用促進を図ります。 活を支える公共交通機関と して重要な役割を果たして いますが、利用者が減少傾向 にあります。

(3)コミュニティ交通システ

平成23年12月から導入し た新たなコミュニティ交通 システムでは、市民ニーズに 対応した、効率的で利便性の 高い交通システムの維持・改 善を図っていく必要があり ます。

また、住民主導による新た な地域運行サービスの導入 について調査検討していく 必要があります。

しかしながら、川内駅~木 率的な運行の要請と支援を 行います。

(3)コミュニティ交通システ

公共交通の乏しい地域の 市民生活を支えるため、コミ ュニティバス及び乗り合い タクシーの利便性の高い運 行サービスを行うとともに、

また、住民主導による新た な運行サービスについて調 査検討を行います。

支援と効率的な運行の要請 (3)コミュニティ交通システ

①利用促進策の実施

②住民主導による新たな運 行サービスの調査検討

目標:15隻

及び港湾利用型企業の誘致

2) 港湾機能の充実

至近距離にあり、極めて優れ

目

基準:9隻 現況と課題 基本的方向 主要施策 串木野新港は、甑島への玄 串木野新港は、港湾施設の (1)甑島航路の充実及び内貿 関口であり、甑島島民の足と 整備を図り、この地域を核と の促進 して、生活物資の積出港とな して沿岸貿易・産業地域とな (2)串木野新港の開港指定の る重要な港です。また、東ア るようなネットワークづく 実現 ジア及び東南アジア諸国に りを推進し、港湾利用の促進 (3)貿易関連企業の育成・誘致

に努めます。

<mark>標 値</mark> 指標:外国往来船の寄港隻数(貨物)

た交易拠点としての条件を 持っていますが、港湾施設等 の更なる整備が必要となっ ています。

串木野新港が九州西海岸の物流拠点基地となるには、 内貿・外貿にも対応できる機能の整備、充実を図るとともに、港湾機能を補完するアクセス道路等の周辺整備のほか、貿易関連企業の育成・誘致などの産業活性化を図り、港湾の利用を促進する必要があります。

また、近年、海外から鹿児 島をはじめ九州への大型客船 の寄港隻数が大幅に増えてお り、串木野新港への寄港に向 けた取組を検討していく必要 があります。 また、外航船が直接入港で きるよう関税法に基づく開 港指定を目指します。

さらに、外国クルーズ船の 寄港に向けた環境整備によ り、港湾の活用を図ります。

- (4)港湾施設等の整備
- (5)クルーズ船誘致に向けた取組

3) 海岸・河川の整備

目 標 値 指標:海岸・河川の整備の満足度 基準:18.3% 目標:20%

現況と課題

本市は西側を海に面し、市 街地内を五反田川、八房川、 大里川等の河川が貫流して います。

これら海岸、河川等については、高潮、土石流、河川の 氾濫等の災害から安全な市 民生活を保障する防災性の 向上を基本として、今後も災 害発生危険箇所の解消や、寄 洲除去等に努める必要があ ります。

海岸は吹上浜県立自然公 園に属し、白砂青松の美しい

基本的方向

海岸や河川等については、 高潮災害、河川の氾濫、土石 流災害等から人命と財産を 守るため、寄洲除去等による 維持管理や整備を進めると ともに、農業用水などの安定 確保のため、溜池・堰・用水 路等の整備を進めます。

産卵に訪れるウミガメの 保護、海岸や河川に生息する シオマネキ、ホタル、淡水魚 等などの生態系の保全に配 慮しながら、海岸・河川環境 の整備を進めます。

- (1)災害に強い海岸・河川の整備
- ①海岸保全事業の促進
- ②河川改修の整備促進
- ③河川寄洲除去の促進
- ④火山砂防事業の促進
- (2)農業用水等の確保
- ①溜池・堰・用水路等の整備
- (3) 海岸・河川環境及び水質 の保全
- ①生態系の保全
- ②保安林の機能維持と活用

景観を有し、重要な自然環境 資源として市民に認知され ていますが、近年、海岸線の 侵食が進んでいることから、 生態系の保全に配慮しつつ 海岸環境を整備する必要が あります。

河川は、飲料水や農業用水 等に利用されるとともに、市 民生活に潤いをもたらす身 近な自然環境資源です。 そ のため、水質の保全に努める とともに農業用水等の確保 を図る必要があります。

4) 公園・緑地の整備

標

目

指標:公園・緑地の整備の満足度 基準:25.6% 目標:30%

指標:公園へのトイレの設置率 基準:85% 目標:90%

現況と課題

園・緑地の整備

基本的方向

リエーションと憩い・ふれあ いの場で、豊かなコミュニテ ィの形成並びに健康増進を 図る場として重要な役割を 果たしています。

公園は、58 箇所あり、面 積は 74.30ha です。

余暇時間の増加により、ま た災害発生時の避難場所等 として、防災機能やユニバー サルデザインに対応した公 園・広場の適正な整備を図っ ていく必要があります。

管理者制度をはじめ、経費節 減と効率化を図り、市民との 協働による維持管理体制の

本市の特性である美しい 海浜や河川等の自然に親し め、スポーツ・レクリエーシ ョン活動、健康づくりや地域 コミュニティ等の場となる ような整備を進め、市民に安 らぎと潤いを与えるととも に、交流人口の増加を図りま す。

(2)身近な公園・緑地の整備 災害時の一次避難地とな り得る整備に努めるととも 維持管理については、指定 | に、既存公園については、バ リアフリー化や地域の実情 に応じた整備等、維持・管理 方法を利用者である地域住

公園・緑地は、市民のレク | (1) 地域特性を生かした公 | (1) 地域特性を生かした公 園・緑地の整備

- ①海洋性レクリエーション の場としての吹上浜県立自 然公園の整備促進
- ②公園・広場整備の推進(神 村学園前駅周辺等)
- (2)身近な公園・緑地の整備 ①花や緑の植栽など美しい 快適な街並みの整備
- ②既設公園のバリアフリー 化や地域の実情に応じた整
- ③子育てや高齢者の交流の 場となる公園の整備
- ④共生協働のまちづくりと 一体となった維持管理体制

構築、公園施設の老朽化に伴 う年次的な改修、改善を行 い、利便性の向上と安全の確 保を図る必要があります。

民を交えて検討し、魅力向上一づくり に努めます。

5) 住宅の充実

標

目

指標:住宅施策の推進の満足度 基準:16.7% 目標:20%

値 指標:空き家バンクの契約件数 基準:0件 目標:20件

目標:46件 指標:未分譲住宅団地数 基準:56件

現況と課題

基本的方向

主要施策

(1)公営住宅等

市営住宅で27団地、管理 戸数 528 戸、県営住宅で5団 地 319 戸を有しており、ウッ ドタウン団地で市営住宅の 建設を進めています。

一部の市営住宅は、狭小で 老朽化し、現在の生活水準に 適合する設備及びバリアフ リー等が未整備であるほか、 耐震強度を充たしておらず、 改修や建替えが必要となっ ています。

定住促進住宅は、酔之尾東 団地に64戸を有し、子育て 支援住宅として利用されて おり、市外からの定住促進を 図っています。

(2)地域振興住宅

域活性化を図るため、地域振 興住宅の建設促進を図って います。

(3)一般住宅

がけ地の崩壊等により災害 を受ける恐れが予想される 危険な住宅の移転を促進す るとともに、耐震強度を充た

(1)老朽化した公営住宅等の (1)公営住宅等の整備 今後の方向性について、新 築・建替・改修又は処分を含 め、長寿命化計画に基づき対 (2)地域振興住宅の整備 策を進めます。

高齢者及び障がい者等が住 みやすい環境づくりのため バリアフリー化を進めます。 (2)地域振興住宅は、小規模校 | 事業の推進 地域でまちづくり協議会と 一体となった整備を進め、定 住促進・地域活性化を図りま す。

(3)一般住宅

危険地等に存在する住宅 について、移転等や耐震化を 促進するとともに、空き家の 有効活用を図ります。また、 定住促進補助制度の周知等 小規模校地域で定住促進・地 を図りながら、分譲団地の販 売を促進します。

- ①長寿命化計画の推進
- ②バリアフリー化の推進
- (3)一般住宅対策の推進
- ①がけ地近接等危険住宅移 転事業の推進
- ②常時浸水危険住宅移転等
- ③耐震化補助制度の創設
- ④空き家の有効活用(空き家 バンク制度の創設、リフォー ム等必要な整備の支援)
- ⑤分譲住宅団地売却の推進

していない住宅の安全確保 を図る必要があります。

また、空き家も増加傾向に あることから、利活用につい て検討する必要があります。

分譲住宅団地としては、ウ ッドタウン団地、羽島矢倉団 地、羽島松尾団地、市来小城 団地、芹ヶ野団地を有してお り、定住促進を図る必要があ ります。

6) 市街地の整備

指標:市街地の整備の満足度 基準:16.8% 目標:20% Ħ 値 指標:都市計画道路の整備率 基準:66% 目標:70%

現況と課題

区画整理事業は、都市基 (1) 麓土地区画整理事業を推 (1) 住環境の整備 盤・生活基盤施設と良好な宅 進するとともに、野元平江地 地供給を一体的に整備改善 でき、健全な市街地の形成、 良好な住環境の整備に最適 な事業であることから、戦前 の第一地区(島平)を始めと (2)快適機能的な都市機能の が完了しています。 その合 計面積は 275ha で、用途地 域面積 (721ha) の 38%に相 当します。

中心市街地の大部分は、こ れらの区画整理事業によっ て整然とした区画道路とな っています。

現在施工中の麓地区の施 | (4)開発許可制度に基づく宅 地区と市来駅前地区につい

区、市来駅前地区について

基本的方向

- は、整備手法を検討し、住環 境整備を進めます。
- して、あわせて9地区の施工 | 充実のため市街地を通過す る交通量を緩和するための 環状道路の整備を進めます。
 - (3)神村学園前駅の周辺部に おいては、土地利用計画及び 地域の実態に即応した整備 を行います。
- 工区域面積は 44ha で事業完 | 地造成事業については、有効 了年度は平成 34 年度を予定 │ 適切な指導・規制・誘導を行 しています。また、野元平江い、計画的な市街地形成を図 ります。

- ①麓土地区画整理事業の推 進
- ②既存道路の拡幅改修等に よる住環境の整備
- (2)都市計画道路の整備
- (3)神村学園前駅周辺地区の 開発促進
- (4)開発許可制度に基づく計 画的な市街地形成を促進

ては、道路の幅員が狭く早期 の整備が望まれており、神村 学園前駅周辺では、駅を中心 とした開発が望まれていま す。

7) 都市景観の形成

目 **値** 指標:景観に配慮した街づくりの満足度 基準:18.1% 目標:20%

現況と課題

本市は、薩摩半島北西部、 日本三大砂丘のひとつであ る吹上浜北端に位置し、白砂 青松の美しい海岸線を有し | を図ります。 温暖な気候となっています。

げた薩摩藩英国留学生渡欧 おける整備では、新たなまち の地、観音ヶ池市民の森、冠 岳などの自然景勝地など、歴 史や文化を感じさせる多種 多彩な地域資源が数多くあ した個性ある景観の創造・保 全が望まれています。

財産であり、これらを魅力的 に磨き上げていくために、市 (3)公園・道路の整備では、緑 民、事業者、行政のそれぞれ が、より良いまちに育ててい「香りに満ちたまちづくりを こうという姿勢をもつとと もに、市民が都市景観形成に 積極的に参加することが望 まれています。

基本的方向

(1)各地域の景観特性や景観 | (1)地域特性を生かした創造 要因を保全・再生・活用し、 市民が親しめる景観の形成

また、地域の拠点となる駅 また、近代日本の黎明を告|周辺、商店街、住宅地などに の顔となる景観の創造に努 めます。

さらに、街路、公園、公共 の建物などの公共空間の整 り、こうした地域資源を生か|備では、周辺環境や景観に配 慮して地域性豊かで魅力的 な空間形成を創出します。

- 景観は、市民全ての共有の | (2)歴史的景観資源の保全・再 生・活用等を進めます。
 - 豊かで、四季を通じて花木の 進め、景観の維持・保全に努 めます。
 - (4)市民が快適に暮らせるま ちを目指して、清潔で潤いの ある環境づくりを行ってい くため、市民総参加による環 境美化運動を推進します。

- 性豊かな景観形成の推進
- (2)歴史的景観資源の保全・再 生·活用
- (3)自然環境との共生空間の 形成
- (4)市民とともにつくる景観 づくりの推進

8) 情報通信基盤の整備

目 <mark>- 標 - - 値</mark>|指標:情報通信基盤の整備の満足度 基準:17.4% 目標:25%

現況と課題

情報通信技術の飛躍的な (1)情報通信基盤 進歩により、社会のあらゆる 分野でデジタル化、ネットワ るなど情報通信技術を活用 する機会が増えています。

また、これに伴い、通信事 業者等による大容量、高速情 報サービスの提供が可能な 高度情報通信網の整備が進 んでおり、情報通信技術の進 展に対応できる情報基盤の 整備と地域情報化施策への 取組が必要となっています。

など様々な分野での情報化 を積極的に推進し、市民サー ビスの向上や地域の活性化 に取り組むとともに、地域の 情報格差が生じないよう情 報基盤整備を進めていく必 要があります。

より、災害時の迅速・的確な 情報提供など、新たな情報提 供・受信方法を検討するとと もに、市民への学習機会の拡 充等により利用拡大を図る 必要があります。

市民が情報通信技術に接 する機会の拡充や情報通信 一ク化等の情報化が進み、広 技術を活用した質の高い公 くインターネットが普及す | 共サービスや行政情報の提 供を容易に受けることを可 能にするため、国・県の情報 化施策を活用した高度情報 通信網の整備など情報通信 基盤の整備を進めます。特に 災害時の活動拠点及び避難 所や観光施設等での通信施 設整備を推進します。

基本的方向

(2)行政情報化

情報セキュリティの強靭 このため、行政情報の提供 | 化を進めるとともに、電子申 請の充実等電子自治体の構 築を進め、行政情報の電子化しための学習機会の拡充 の推進や新たな情報通信技 術を活用した情報提供に努 めます。

(3)地域情報化

携帯端末を活用した新た また、携帯端末の普及等にしな情報提供を行い、地域の情 報化を推進します。

- (1)情報通信基盤
- ①基幹的な高速情報通信基 盤の整備促進

- ②情報化計画の推進
- (2)行政情報化
- ①行政情報の電子化の推 進・充実
- ②電子申請システムの運 用•充実
- ③情報セキュリティの強靭
- ④新たな情報通信技術の活
- (3)地域情報化
- ①携帯端末を活用した情報 提供
- ②情報通信技術を活用する